

新たな国立公文書館の建設用地検討に係る調査

〈報告書〉

平成 28 年 3 月

一般社団法人 公共建築協会

目次

第1章 概要

1-1 調査について

[1-1-1] 調査の名称.....	1
[1-1-2] 調査の目的.....	1
[1-1-3] 調査の内容.....	1
[1-1-4] 調査の実施に当たって参照した資料.....	3

1-2 ポリューム検討の考え方

[1-2-1] 想定敷地の位置、周辺施設を考慮した考え方.....	4
[1-2-2] 基本的な配置、建物高さに係る考え方.....	6
[1-2-3] 基本的な機能想定の考え方.....	7

第2章 建設候補地の条件整理（敷地・環境・法令）

2-1 敷地A（憲政記念館敷地）の現況調査

[2-1-1] 敷地及び既存工作物等.....	8
[2-1-2] 地域・地区等.....	9
[2-1-3] 法令・条例・行政指導・事前協議.....	9
[2-1-4] 東京メトロ（東京地下鉄株式会社）との協議.....	10
[2-1-5] 首都高速道路株式会社との協議.....	10
[2-1-6] 現況図.....	11
[2-1-7] 現況写真.....	12

2-2 敷地B（国会参観者バス駐車場敷地）の現況調査

[2-2-1] 敷地及び既存工作物等.....	14
[2-2-2] 地域・地区等.....	15
[2-2-3] 法令・条例・行政指導・事前協議.....	15
[2-2-4] 首都高速道路株式会社との協議.....	16
[2-2-5] 現況図.....	17
[2-2-6] 現況写真.....	18

目 次

第3章 敷地の利用方法における分類

3-1 A案（憲政記念館敷地）における配置パターンの分類	20
3-2 A案（憲政記念館敷地）配置パターンの分類フロー図	20
3-3 B案（国会参観者バス駐車場敷地）における配置パターンの分類	21
3-4 B案（国会参観者バス駐車場敷地）配置パターンの分類フロー図	22

第4章 各分類における建設可能モデルの検討

4-1 配置パターン別の検討	
[4-1-1] A案（憲政記念館敷地）	23
[4-1-2] B案（国会参観者バス駐車場敷地）	26
4-2 問題点・留意点など	31
4-3 配置パターン別比較表	34

第5章 配置パターンの検討

5-1 配置図	
[5-1-1] A案 配置図	37
[5-1-2] B案 配置図	40
5-2 配置パターンの景観検討	45

第1章 概要

1-1 調査について

[1-1-1]調査の名称

- ・調査の名称：新たな国立公文書館の建設用地検討に係る調査

[1-1-2]調査の目的

衆議院議院運営委員会に設置された「新たな国立公文書館に関する小委員会」（以下「小委員会」という。）において、平成27年8月に「中間取りまとめ」が取りまとめられ、新たな国立公文書館の建設候補地について、A案（憲政記念館敷地）、B案（国会参観者バス駐車場敷地）の2案を中心に調査・検討を進めるべきとされた。「中間取りまとめ」においては、当該2案に係る「敷地の利用方法、建設可能面積、参観者バス駐車場の確保・分散配置などについて調査」し、その結果を踏まえて「小委員会で協議した上で、新たな国立公文書館の建設用地を確定させる」こととしているため、当該2案について調査を行い、小委員会の協議に資するため取りまとめるものである。

[1-1-3]調査の内容

「中間取りまとめ」において示された建設候補地2案について、「①敷地の利用方法」に記載する建物の配置パターンごとに、「②調査事項」について調査した。

なお、都市計画法、建築基準法、景観条例等の法規制等、地下鉄、首都高速道路等の既存施設等との関係を整理し、許認可権者等の考え方を確認した。

① 敷地の利用方法

○ A案

- ・ 憲政記念館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合
- ・ 上記2館を同敷地内において別棟で整備する場合

○ B案

- ・ 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合
- ・ 上記2館を同敷地内において別棟で整備する場合

※ 現行の国会参観者バス駐車場機能について、敷地内で整備を行う場合、及び敷地外で当該機能が確保されるものとして敷地内で整備を行わない場合の2パターンについて、それぞれ調査を行った。

※ 当該敷地に隣接する旧社会文化会館敷地を組み込んだ場合についても、調査を行った。

② 調査事項

i) 建設可能面積

ア 最大可能建設面積

建て得る最大の建物について、以下の事項を算出した。

- ・ 建築面積
- ・ 床面積
- ・ 地上階数
- ・ 地下階数

イ 主な施設の確保可能な最大面積

上記アの建物について、以下の事項を前提に、国立公文書館に係る面積を整理した。

- ・ 憲政記念館に係る面積は、現状の規模・機能を確保することを前提に 6,000 m²とした。なお、今後変更の可能性がある。
- ・ 国立国会図書館に係る面積は、平成 27 年 9 月の衆議院議院運営委員会図書館運営小委員会提出資料に基づき、25,000 m²とした。なお、将来計画等が未確定のため、今後変更の可能性がある。

ii) 交通環境

ア 周辺道路との接続

イ 敷地内の人・車両の動線

iii) コスト比較

建築物を建設するに際し、必要な費用（既存施設の取り壊し費用等を含む。）を整理した。

iv) 配置図、景観等

建築物の配置図及び周辺環境との調和の程度が分かる景観図を作成した。

v) 問題点等

パターンごとに問題点等を整理した。

[1-1-4]調査の実施に当たって参照した資料

参照資料一覧

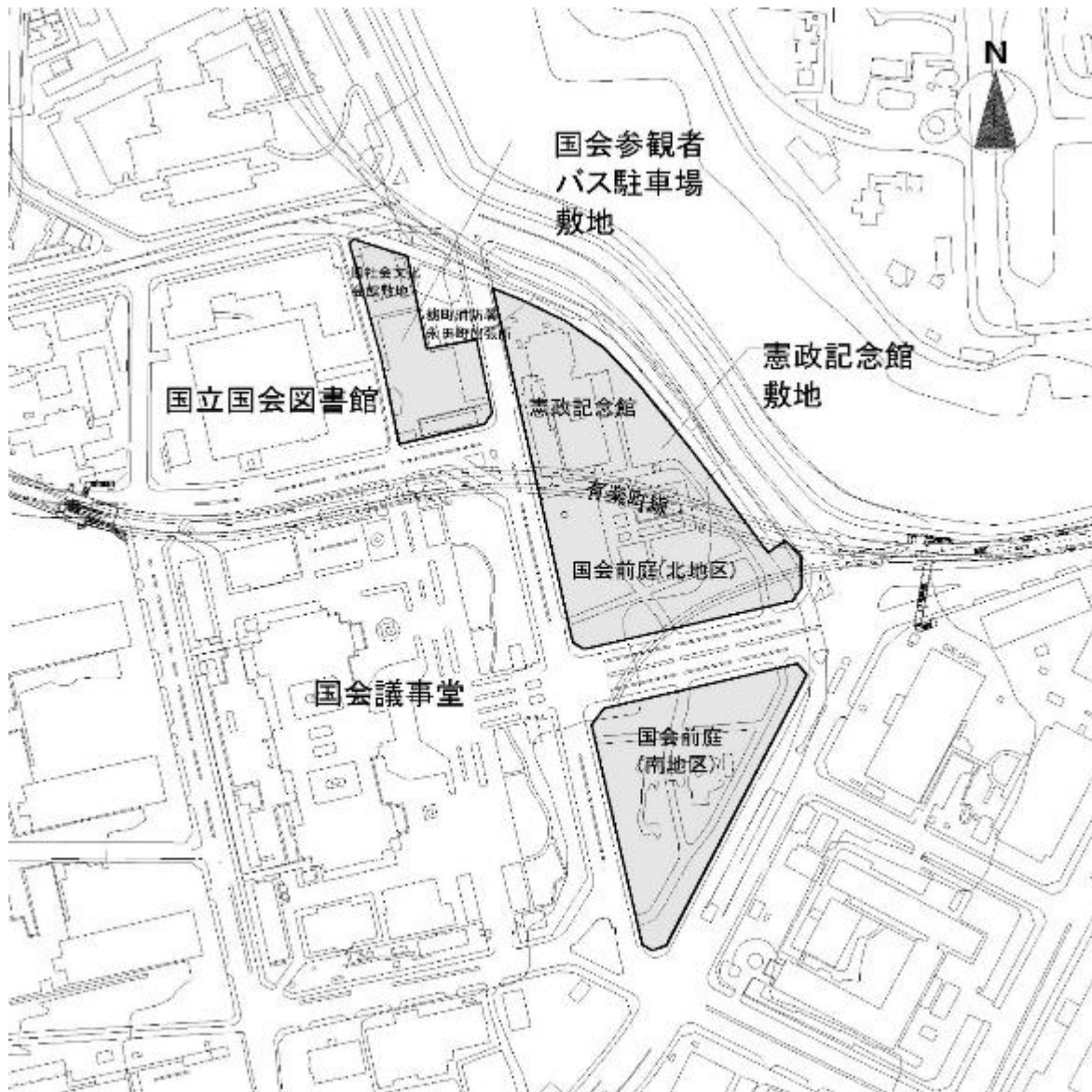
区分	資料提供元	資料
旧社会文化会館敷地測量図	財務省理財局	測量図
	警視庁施設課	測量図
調査の前提となる各施設の必要面積、機能等	衆議院事務局	平成27年11月12日付け事務連絡「新たな国立公文書館の建設用地検討に係る調査・検討」への協力について(回答)
	国立国会図書館	平成27年11月12日付け事務連絡「新たな国立公文書館の建設用地検討に係る調査・検討」への協力について(回答) 国立国会図書館本館及び新館図面(CADデータを含む)
	国土交通省	(仮称)新宿駅南口地区基盤整備事業図面
	国立公文書館	平成8年度国立公文書館つくば分館完成図 平成24年度国立公文書館本館(11)建築改修その他工事完成図
A案、B案敷地に係る資料(既存配置図、現有建築物の諸室面積、使用用途、図面等)	衆議院事務局	憲政記念館、国会参観者バス駐車場関係図面
	国土交通省	霞が関一団地官公庁施設現況図(CADデータを含む)
麹町消防署永田町出張所に係る資料(既存配置図、現有建築物の諸室面積、使用用途、図面等)	東京消防庁	東京消防庁麹町消防署永田町出張所庁舎(23)新築工事しゅん工図(5枚)(CADデータを含む)
東京地下鉄関係	東京地下鉄株式会社	東京メトロ有楽町線他図面(CADデータを含む)
首都高速道路関係	首都高速道路株式会社	高速都心環状線図面
地質調査(ボーリング調査)資料	衆議院事務局	尾崎記念会館敷地 土質調査報告書(株)土質調査所
		憲政記念館敷地地盤調査工事報告書(S45.7)(株)応用地質調査事務所
	東京都土木技術支援・人材育成センター	国会国際会議場敷地調査(国会前庭北地区)報告書(S55.3)パシフィック航業(株) ボーリングデータ
景観	東京都	東京都景観計画
	千代田区	千代田区美観地区ガイドプラン

1-2 ポリューム検討の考え方

[1-2-1] 想定敷地の位置、周辺施設を考慮した考え方

- ・ 検討する敷地は東京都千代田区永田町一丁目にあり、国会議事堂正面前庭の北側と国会議事堂の北側に面する敷地となっている。前庭北側の敷地（以下「憲政記念館敷地」という。）は、象徴的な国会議事堂正面道路に面しており、敷地東側は道路を挟み皇居お堀にも面している。国会議事堂北側の敷地（以下「国会参観者バス駐車場敷地」という。）は、国会議事堂とほぼ同じレベルで対面する位置関係にある。どちらも日本国を象徴する施設との関係を考慮しなければならない敷地であり、また、周辺環境との共生を図らなければならない施設の検討が重要である。
- ・ 霞が関、永田町とその周辺地区は、都市計画法及び建築基準法に位置づけられた美観地区に指定されているため千代田区景観まちづくり条例に基づく「千代田区美観地区ガイドプラン」に沿った整備が必要である。





位置図

[1-2-2] 基本的な配置、建物高さに係る考え方

- ・ 憲政記念館敷地は、国会議事堂と皇居お堀の間に位置し、象徴的な並木や多くの記念植樹の木々に囲まれており、既存の憲政記念館のたたずまいと修景への配慮と環境の保全を考慮し、地上部の建物高さを既存施設と同等の高さまでの検討を前提とすることとする。
- ・ 国会参観者バス駐車場敷地は、隣接する国立国会図書館本館の壁面後退距離とその部分の高さを合わせることで、道路をはさんだ建築物群の統一されたボリューム感にすることを前提とすることとする。
- ・ 両敷地とも、国会議事堂からの眺望に配慮が必要な立地と考える。特に憲政記念館敷地は皇居方面に樹木が連なる緑の景観保全が重要で、突出するスカイラインの形成は大きな影響があると考えられる。
- ・ 一般的に、大規模な地下工事を前提とする整備は、地上のみでの施設整備に比べて建設コストが非常に大きいものとなる。一方、本調査においては、調査の趣旨を鑑み、法的・技術的な観点での最大限まで地下階を活用できるものとして検討する。より具体的な施設整備計画を策定する段階にあっては、可能な限り地下階ボリュームを小さくすることによりコスト縮減を図ることも含めた検討が必要である。
- ・ 地下階については、既存建築物の建設実績（国立国会図書館新館）を考慮し、地下30mまでを建設可能範囲とし、概ね地下6層までをボリューム検討範囲と考える。

[1-2-3] 基本的な機能想定の方

- ・ 建築用途の性格上、VIP来館の配慮が必要とされることから、車による玄関へのアプローチのための一定の壁面までの車寄せエリアを設定する。
- ・ 国立公文書館、憲政記念館及び国立国会図書館機能は、搬出入動線も重要であるため、サービスヤードの想定を考慮したスペースを設定する。
- ・ 1棟、別棟の建築においては、建築技術上は多様な工法が考えられるが、当調査業務の検討においては、平面上、「2m程度の離隔距離」をおくことを別棟の検討条件とする。また、別棟の場合の建築基準法上の「一敷地一建物」の原則は抵触しないものとする。
- ・ 1棟の場合は、階段、設備機器などの施設を共用利用し合理化が図られるなどの利点があるが、管理及び運営上の区分が複雑となるデメリットもあることを今後考慮する必要があり、当調査報告においては全体面積の提示にとどめることとする。
- ・ 別棟の場合は、建設施工時期が同時とは限らないため、附置義務駐車場の整備は、原則、それぞれの建築物ごとに行うこととする。
また、附置義務台数を減じることについては、設計案が具体化した時点での協議項目のため、当調査においては当該条例の算定式に基づいて行うものとする。
- ・ 地下階は書庫などの機能が想定されるため、防水、防湿など安定した環境空間を設ける必要がある。そのために有効な書庫面積は相当程度低下すると考えられる。

第2章 建設候補地の条件整理（敷地・環境・法令）

2-1 敷地A（憲政記念館敷地）の現況調査

[2-1-1] 敷地及び既存工作物等

- ・国会議事堂前庭の南地区、北地区全体を合わせた敷地面積 55,174 m²として検討する。
（前計画通知建築物の既存憲政記念館に合わせる。）
- ・既存建築物の建築面積の合計は 4,349.52 m²、憲政記念館を除いた建築面積の合計は 232.76 m²として検討する。
- ・多数の桜の記念植樹の樹木があり、建物配置により移植を検討する必要がある。
また、なかには移植が困難な古木も多数あることについても配慮が必要である。
- ・憲政記念館南側のエリアは、多数の高木が生育しており、象徴的な時計塔と洋風庭園が整備されているため、それらの移築、改修等が発生する計画はその実現可能性が極めて低いと考えざるを得ない。
- ・日本水準原点（移設が極めて困難）を保護・格納している日本水準原点標庫は東京都指定有形文化財となっており、それらを考慮し、現状のまま保存することを原則とする。
- ・憲政記念館の建築物は「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」（DOCOMOMO Japan）に選定されている。
- ・憲政記念館の最高高さは約 11m（2階建て）である。
- ・憲政記念館は、土日祝日も開館しており、公園との一体的利用がなされていることを考慮する必要がある。
- ・敷地の履歴上、埋蔵文化財の重点的な調査が必要なエリアであることを考慮する必要がある。

[2-1-2] 地域・地区等

- ・用途地域 : 商業地域
- ・防火地域 : 防火地域
- ・建ぺい率 : 12%（都市計画公園）
- ・容積率 : 500%（「東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設」）
- ・地区計画 : なし
- ・高度地区 : なし
- ・その他 : 駐車場整備地区
東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設
景観誘導区域
都市計画公園

[2-1-3] 法令・条例・行政指導・事前協議

- ・建築基準法
1万平米超の計画通知の審査は東京都で行われる。
一団地の官公庁施設内に飲食店を設ける場合は用途上の不可分の整理が必要となる。
- ・都市計画法
国会前庭は都市計画法上の都市施設としての公園（都市計画公園）に該当する。
風致公園としての保全が必要とされ、既存の公園、樹木の大規模な伐採を伴う整備は困難である。
都市計画公園内の建築計画となり、東京都知事の許可が必要と想定される。
- ・都市公園法
当該用途は都市公園法上の教養施設に該当するものとする。
- ・景観法
景観誘導区域に該当する。皇居側から見て、国会議事堂の前に建設することになることから、東京都の景観審議会での議論が想定される。
- ・東京都景観条例
桜田門付近からの景観についての検証が必要となる。
- ・千代田区景観まちづくり条例
「千代田区美観地区ガイドプラン」の「霞ヶ関・永田町とその周辺地区」に指定されている。

・東京都緑化条例、千代田区緑化推進要綱

東京都緑化条例等に基づき、必要緑化率は下記のA、B式のうち、小さい方の数値が適用される。

$$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$$

$$B : [\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)] \times 0.25$$

本報告書では、建ぺい率は12%とし、上記計算式より必要緑化率は22%を採用する。

・東京都駐車場条例

敷地は駐車場整備地区に該当する。条例では建物用途と面積により附置義務台数が決定される。

特定用途は300㎡ごとに1台の駐車場が求められる。

事務所用途については調整率による台数の緩和が認められているが、当該用途面積配分が未定の為、本報告書では用いないものとする。また、書架部分の面積に対しては協議次第により減免の可能性もあるが、本報告書では考慮しないものとする。

・東京都建築安全条例

東京都駐車場条例による附置義務台数の駐車場については、東京都建築安全条例に基づいて検討するものとする。

・文化財保護法

文化財保護法で定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しないが、千代田区より霞ヶ関地区一帯は「遺跡が想定される地区」との指導がされていることから試掘の必要がある。加藤清正邸のあったとされる有楽町線南側は本調査の必要性が高いと考えられる。

[2-1-4] 東京メトロ（東京地下鉄株式会社）との協議

・憲政記念館敷地を横断する東京メトロ有楽町線の軌道の天端深さは約19mとなっている。

・地下鉄軌道直上は重量制限及び、6m以上の離隔が必要となる。

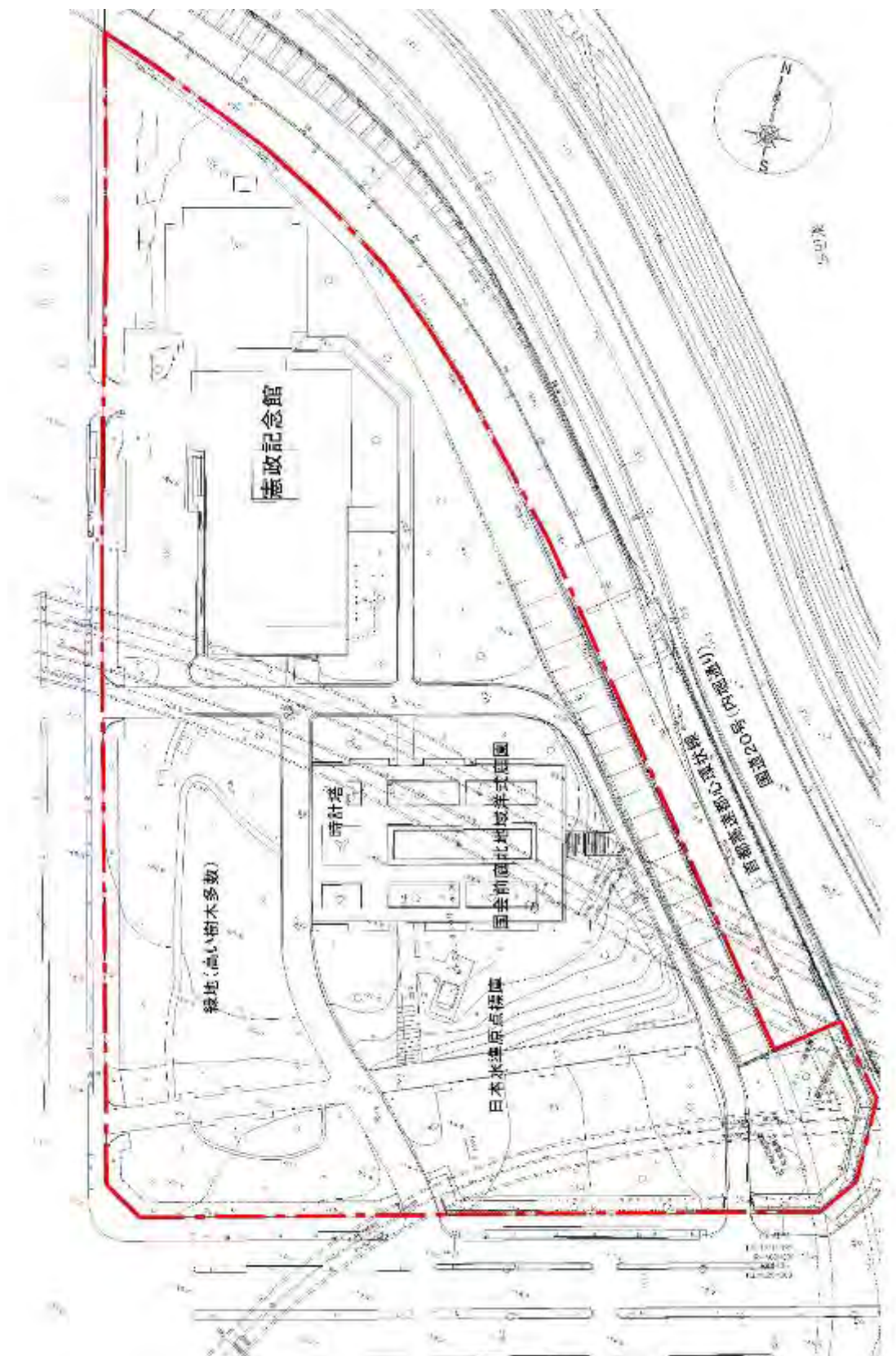
・地下鉄軌道横の離隔距離は、平面上1.5m以上必要となる。

[2-1-5] 首都高速道路株式会社との協議

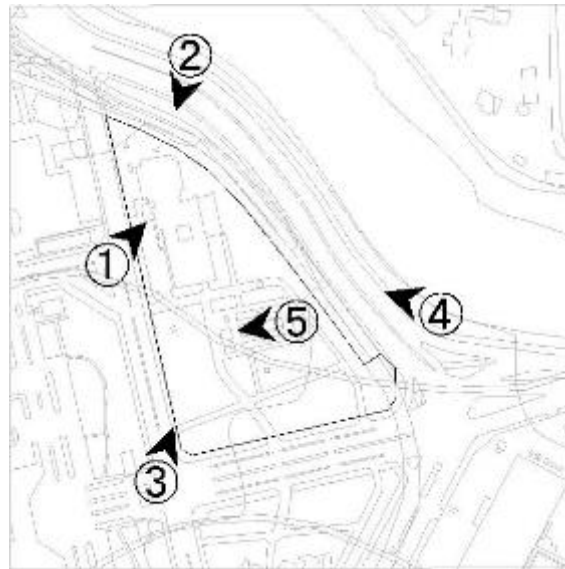
・首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、計画上注意が必要となる。

[2-1-6] 現況図

・憲政記念館敷地（国会前庭北地区）



[2-1-7] 現況写真



写真キープラン



①



②

第2章 建設敷地の条件整理（敷地・環境・法令）



③



④



⑤

2-2 敷地B（国会参観者バス駐車場敷地）の現況調査

[2-2-1] 敷地及び既存工作物等

- ・国会参観者バス駐車場敷地 7,458.24 m²及び旧社会文化会館敷地 1,717.58 m²を加えた合計敷地面積 9,175.82 m²を基に検討する。
- ・隣接の麴町消防署永田町出張所敷地は、施設整備後間もないこと（平成25年建築）から当検討敷地には含めないものとする。
- ・隣地国立国会図書館の前面道路からの壁面後退距離約20mに合わせた敷地利用計画を検討する。
- ・隣地国立国会図書館の前面ボリュームの高さが、道路レベル（T.P.24.0m）から約21m、建築の最高高さは約35mとなっていることを考慮し施設計画を検討する。
- ・国会参観者バス駐車場敷地と旧社会文化会館敷地には約5mの高低差がある。
- ・国会参観者バス駐車場敷地には既存の国立国会図書館の駐車場附置義務台数が206台分計画設置されている（駐車場の附置義務台数206台については移設できないものとする）。
現況は屋外平面駐車により、大型バス46台、小型バス2台、身体障害者用大型バス1台の利用エリアとなっていて、管理事務所も併設されている。
- ・旧社会文化会館敷地は、平成32年9月ごろまで警視庁仮設庁舎敷地として使用されることになっている。
- ・敷地の履歴上、埋蔵文化財の調査が必要なエリアであることを考慮する必要がある。

[2-2-2] 地域・地区等

- ・用途地域 : 商業地域
- ・防火地域 : 防火地域
- ・建ぺい率 : 50%（「東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設」）
- ・容積率 : 500%（「東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設」）
- ・地区計画 : なし
- ・高度地区 : なし
- ・その他 : 駐車場整備地区
東京都市計画一団地（霞ヶ関団地）の官公庁施設、

[2-2-3] 法令・条例・行政指導・事前協議

- ・建築基準法
1万平米超の計画通知の審査は東京都で行われる。
一団地の官公庁施設内に飲食店を設ける場合は用途上の不可分の整理が必要となる。
- ・東京都緑化条例、千代田区緑化推進要綱
東京都緑化条例等に基づき、必要緑化率は下記のA、B式のうち、小さい方の数値が適用される。
A : $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$
B : $[\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)] \times 0.25$
本報告書では、建ぺい率は50%とし、上記計算式より必要緑化率は12.5%を採用する。
- ・東京都駐車場条例
敷地は駐車場整備地区に該当する。条例では建物用途と面積により附置義務台数が決定される。
特定用途は300㎡ごとに1台の駐車場が求められる。
事務所用途については調整率による台数の緩和が認められているが、当該用途面積配分が未定の為、本報告書では用いないものとする。また、書架部分の面積に対しては協議次第により減免の可能性があるが、本報告書では考慮しないものとする。
- ・東京都建築安全条例
東京都駐車場条例による附置義務台数の駐車場及び国会参観者バス駐車場については、東京都建築安全条例に基づいて検討するものとする。

・文化財保護法

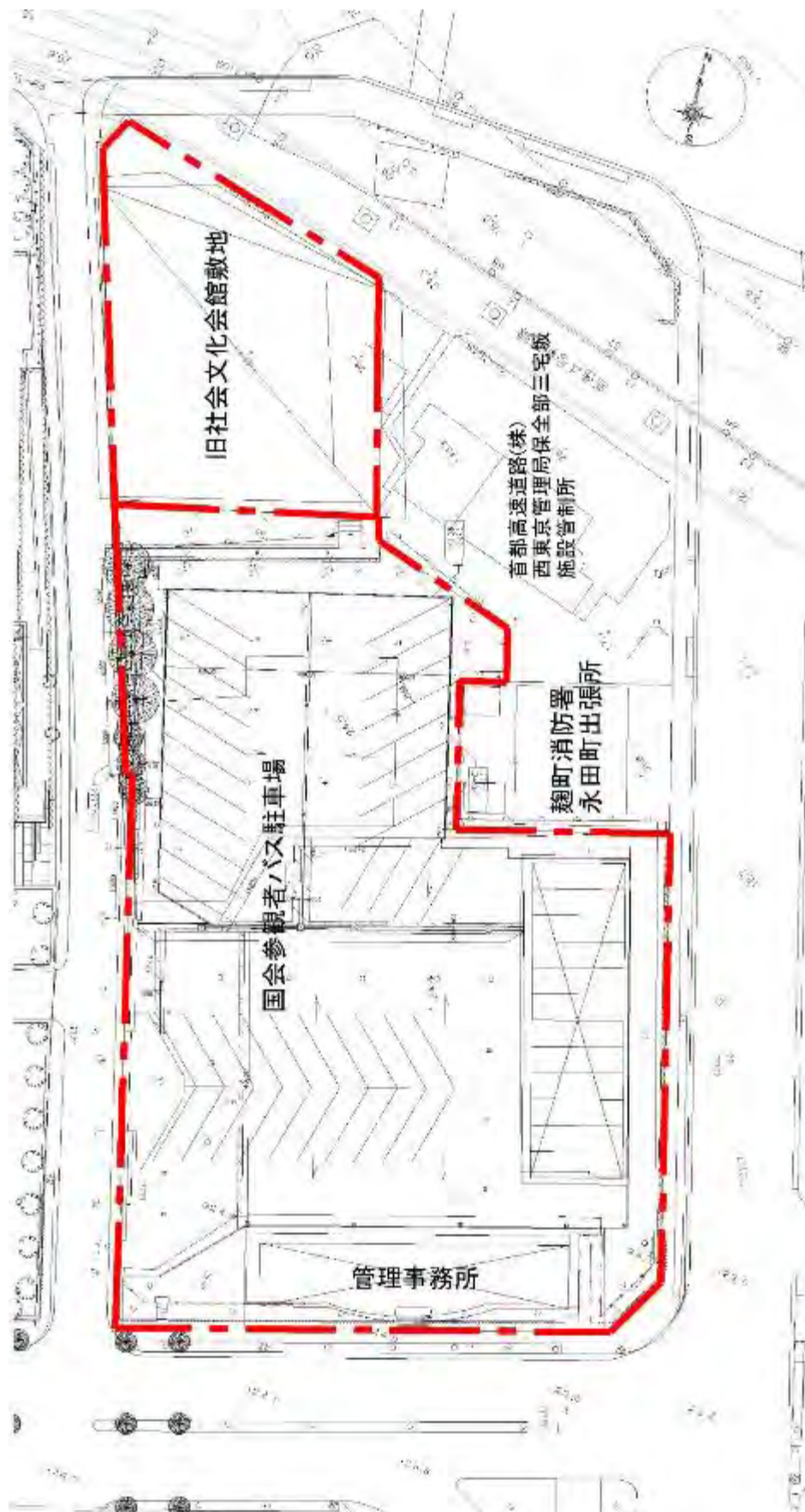
文化財保護法で定める「周知の埋蔵文化財包蔵地」には該当しないが、千代田区より霞ヶ関地区一帯は「遺跡が想定される地区」との指導がされていることから試掘の必要がある。

[2-2-4] 首都高速道路株式会社との協議

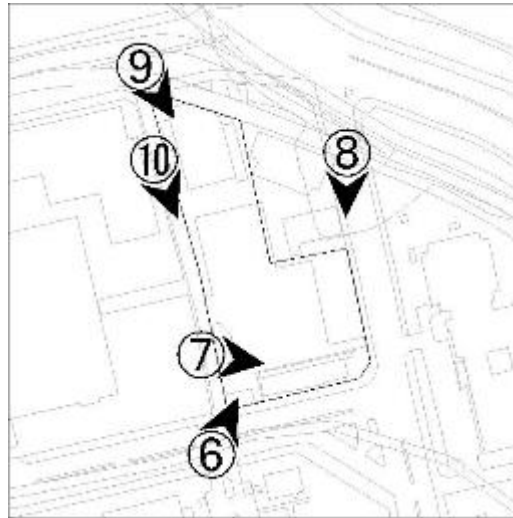
・首都高速道路高架橋基礎からの離隔距離 20m以上が必要である。

・首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、計画上注意が必要となる。

[2-2-5] 現況図



[2-2-6] 現況写真



写真キープラン



⑥



⑦

第2章 建設敷地の条件整理（敷地・環境・法令）



⑧



⑨



⑩

第3章 敷地の利用方法における分類

3-1 A案（憲政記念館敷地）における配置パターンの分類

- 憲政記念館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合

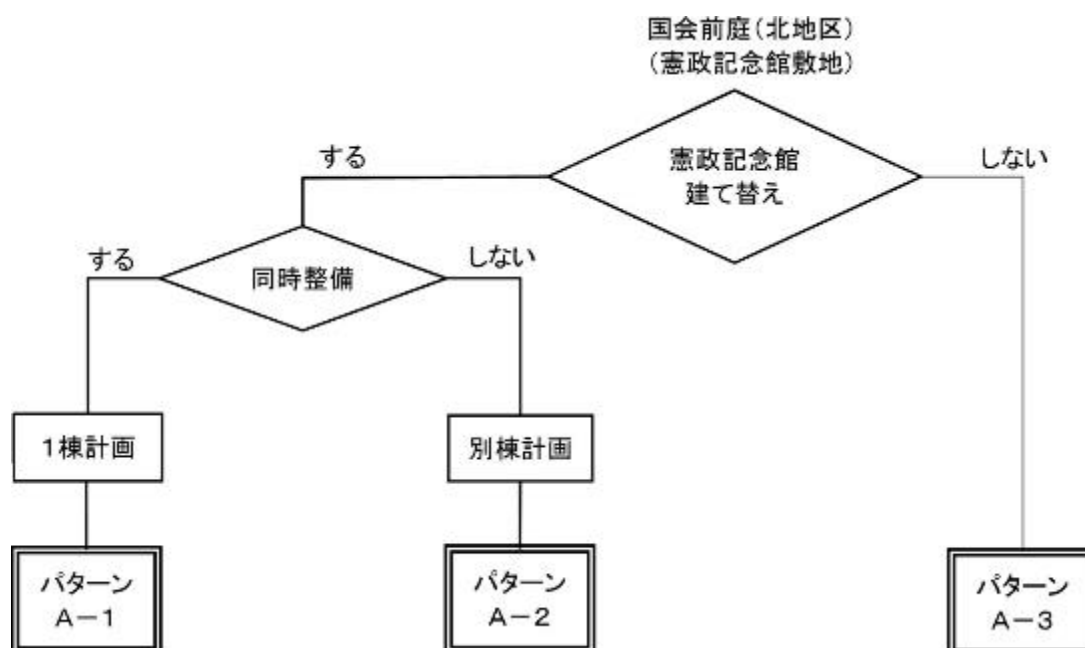
- ・パターンA-1

- 憲政記念館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場合

- ・パターンA-2 現在の憲政記念館を建て替える場合

- ・パターンA-3 憲政記念館を現状のままとする場合

3-2 A案（憲政記念館敷地）配置パターンの分類フロー図



3-3 B案（国会参観者バス駐車場敷地）における配置パターンの分類

● 旧社会文化会館敷地を組み込む場合

☆ 国会参観者バス駐車場を敷地内で整備する場合

・パターンB-1 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合

・パターンB-2 国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場合

☆ 国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない場合

・パターンB-3 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合

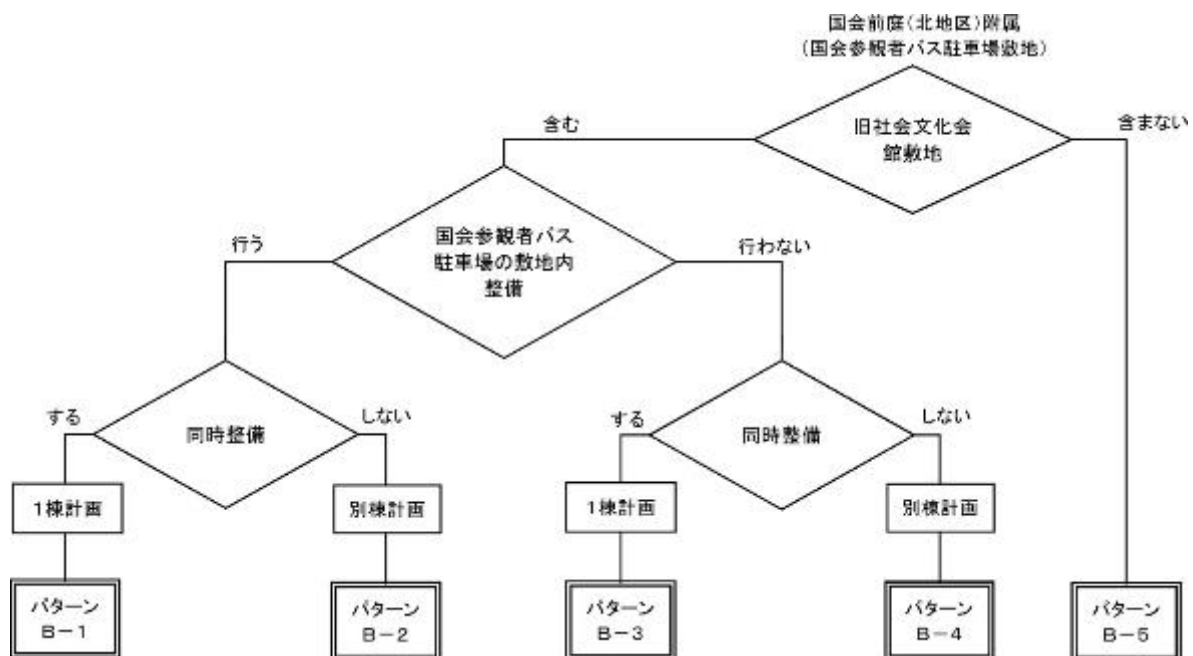
・パターンB-4 国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場合

● 旧社会文化会館敷地を組み込まない場合

☆ 国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない場合

・パターンB-5 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合

3-4 B案（国会参観者バス駐車場敷地）配置パターンの分類フロー図



第4章 各分類における建設可能モデルの検討

4-1 配置パターン別の検討

[4-1-1] A案（憲政記念館敷地）

○パターンA-1

憲政記念館と新たな国立公文書館を1棟で整備する

A案敷地面積：

55,174㎡

条件：

建ぺい率 12%

$55,174\text{㎡} \times 0.12 =$

6,620.88㎡

(-既存建物建築面積

232.76㎡

=許容建築面積

6,388.12㎡)

容積率 500%

$55,174\text{㎡} \times 5.00 =$

275,870㎡

(既存建物床面積

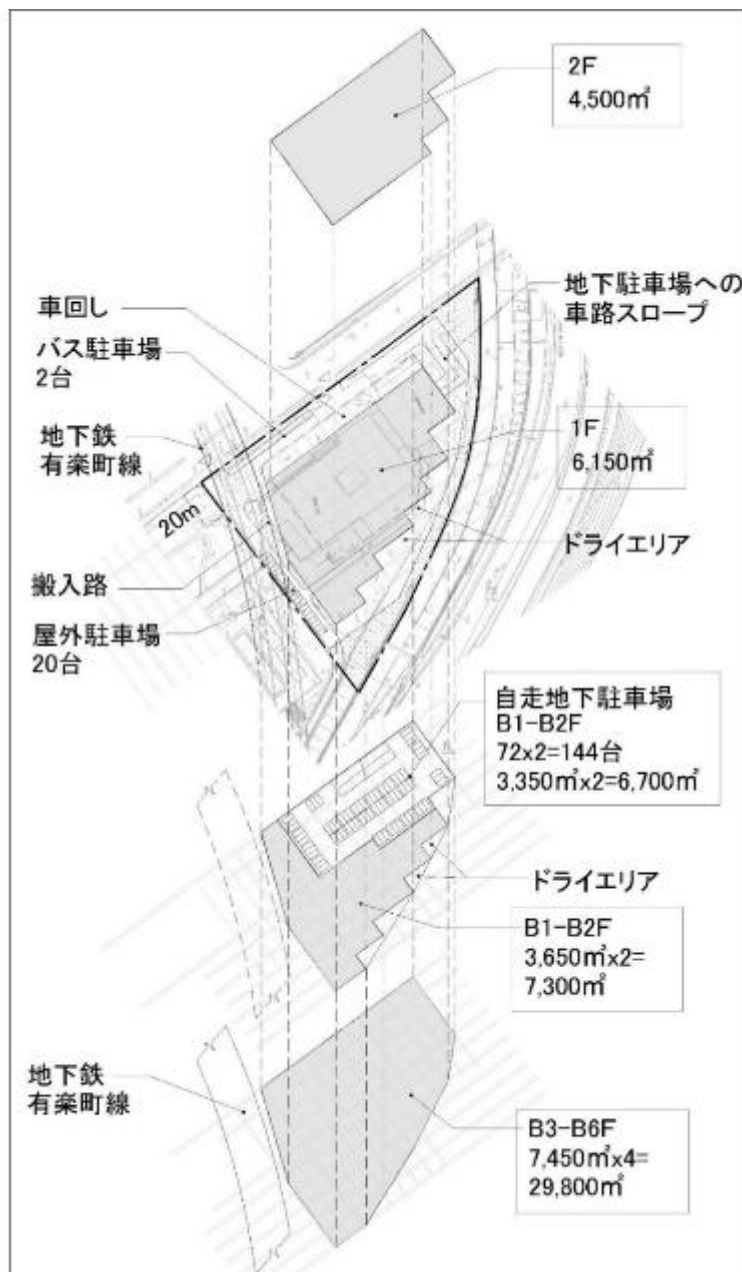
227.7㎡)

緑地 22%以上

(都緑化条例より)

要求附置台数：20台（憲政記念館）+139台（国立公文書館）=159台

計画駐車台数：20台（屋外）+144台（国立公文書館）=164台



建築面積：6,150㎡ 延床面積：54,450㎡

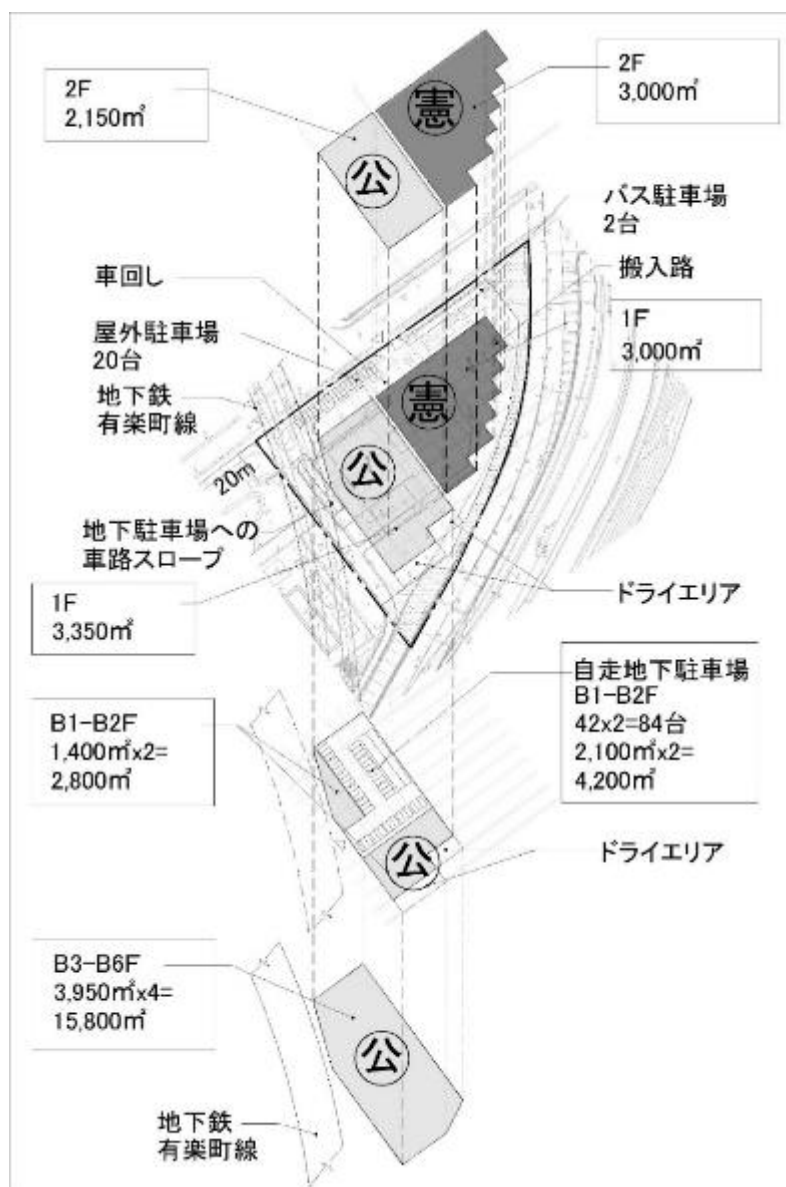
(延床面積のうち、憲政記念館面積：6,000㎡、国立公文書館面積：41,750㎡+駐車場面積 6,700㎡)

○パターンA-2

憲政記念館と新たな国立公文書館を別棟で整備する
現在の憲政記念館を建て替える

A案敷地面積： 55,174㎡	要求附置台数：20台(憲政記念館)+81台(国立公文書館)=101台 計画駐車台数：20台(屋外)+84台(国立公文書館)=104台
--------------------	---

条件： 建ぺい率 12% $55,174\text{㎡} \times 0.12 = 6,620.88\text{㎡}$ (-既存建物建築面積 232.76㎡ =許容建築面積 $6,388.12\text{㎡}$)
容積率 500% $55,174\text{㎡} \times 5.00 = 275,870\text{㎡}$ (既存建物床面積 227.7㎡)
緑地 22%以上 (都緑化条例より)

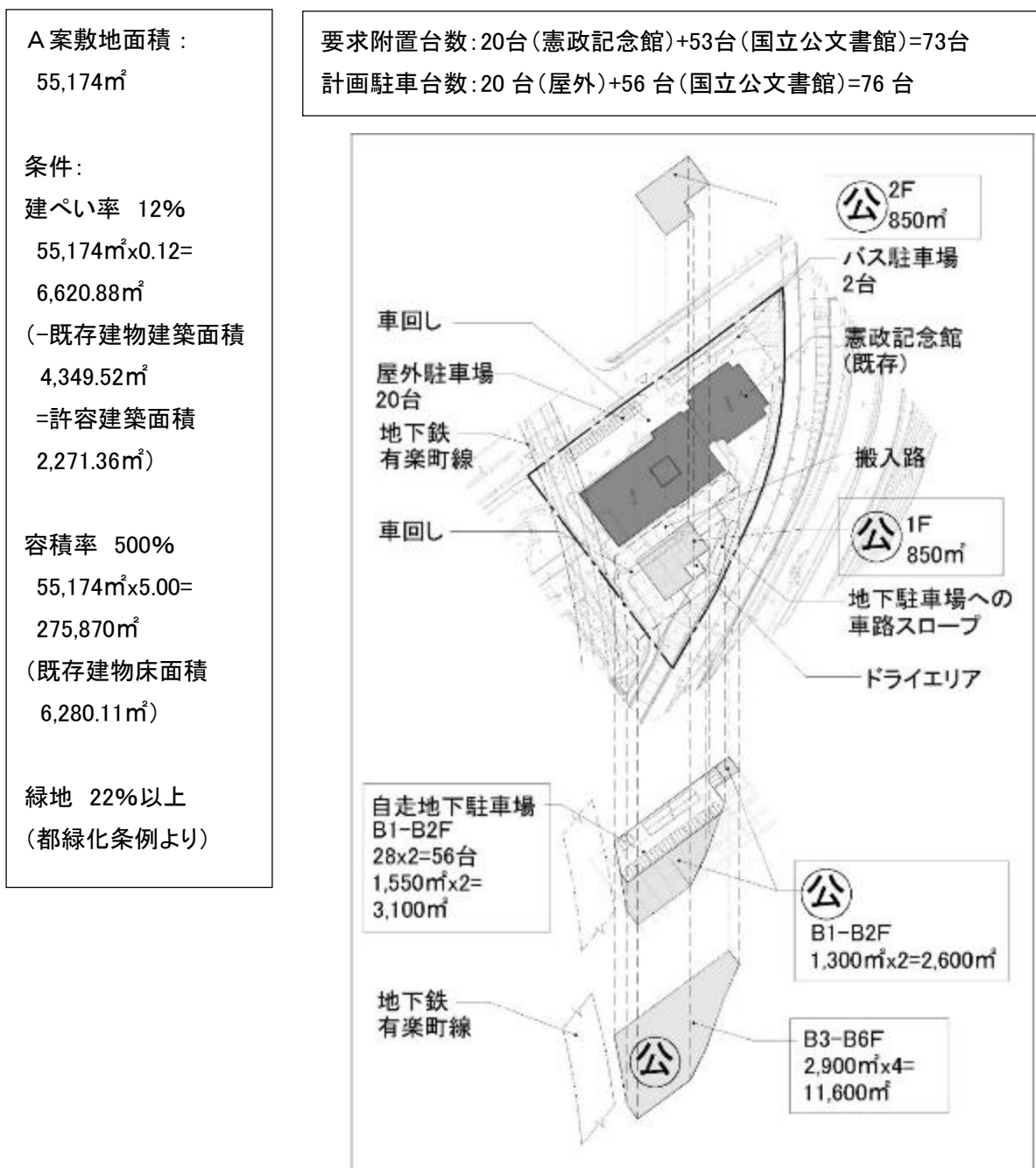


建築面積：6,350㎡、延床面積：34,300㎡ 憲政記念館：建築面積：3,000㎡ 延床面積：6,000㎡ 国立公文書館：建築面積：3,350㎡ 延床面積 24,100㎡+駐車場面積 4,200㎡

○パターンA-3

憲政記念館と新たな国立公文書館を別棟で整備する

憲政記念館を現状のままとする



建築面積: 850 ㎡ 延床面積: 19,000 ㎡

(延床面積のうち、国立公文書館面積: 15,900 ㎡+駐車場面積 3,100 ㎡)

[4-1-2] B案（国会参観者バス駐車場敷地）

○パターンB-1

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む
 現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備する
 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する

敷地面積：
 9,175.82㎡

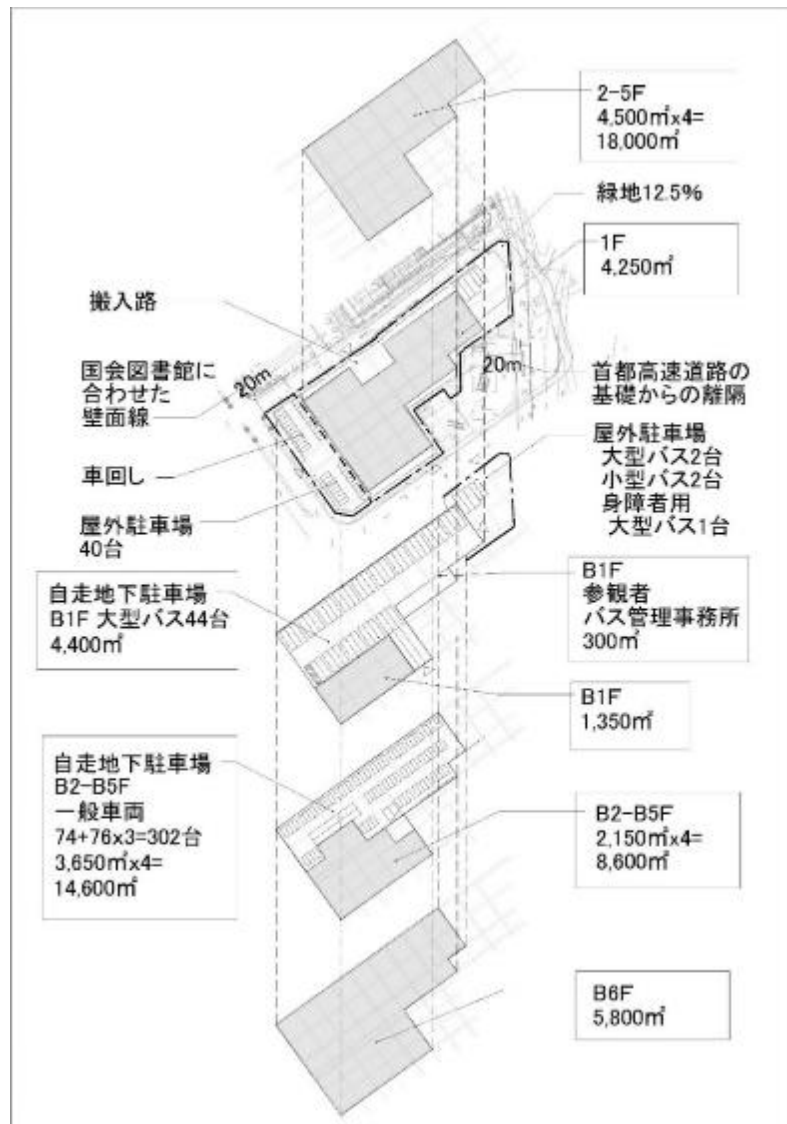
条件：
 建ぺい率 50%
 9,175.82 x 0.5 =
 4,587.91㎡

容積率 500%
 9,175.82 x 5.00 =
 45,879.10 ㎡

緑地
 12.5%以上
 （都緑化条例より）

壁面線
 国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)
 +44台(国立公文書館)=334台
 計画駐車台数:40台(屋外)+302台(建物内)=342台(一般車両)
 +大型バス 46台+小型バス 2台+身障者用大型バス 1台



建築面積:4,500 ㎡、延床面積:57,300 ㎡ 容積対象面積:45,840 ㎡
 (延床面積のうち、国立国会図書館面積:25,000 ㎡、国立公文書館面積:13,000 ㎡、
 一般車駐車場面積 14,600 ㎡、国会参観者バス駐車場面積:4,400 ㎡、国会参観者バス駐車場管理事務所 300 ㎡)

○パターンB-2

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む

現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備する

国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する

敷地面積:

9,175.82㎡

条件:

建ぺい率 50%

9,175.82 x 0.5 =

4,587.91㎡

容積率 500%

9,175.82 x 5.00 =

45,879.10 ㎡

緑地

12.5%以上

(都緑化条例より)

壁面線

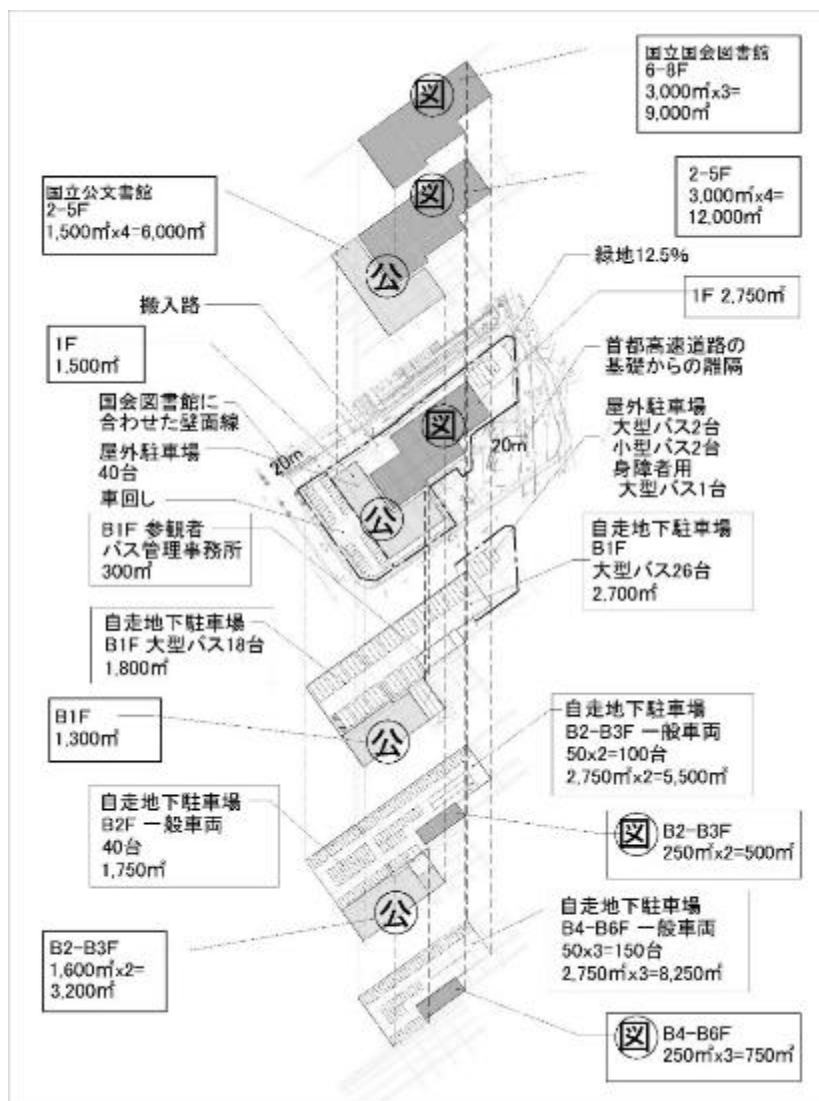
国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)

+40台(国立公文書館)=330台

計画駐車台数:290台(国立国会図書館+屋外)+40台(国立公文書館)=330台

+大型バス 46台+小型バス 2台+身障者用大型バス 1台



建築面積:4,500㎡、延床面積:57,300㎡、容積対象面積:45,840㎡

国立国会図書館:建築面積:3,000㎡、延床面積:25,000㎡+駐車場面積 13,750㎡

国立公文書館:建築面積:1,500㎡、延床面積:12,000㎡+駐車場面積 1,750㎡

国会参観者バス駐車場面積:4,500㎡、国会参観者バス駐車場管理事務所:300㎡

○パターンB-3

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む

現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない

国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する

敷地面積：
9,175.82㎡

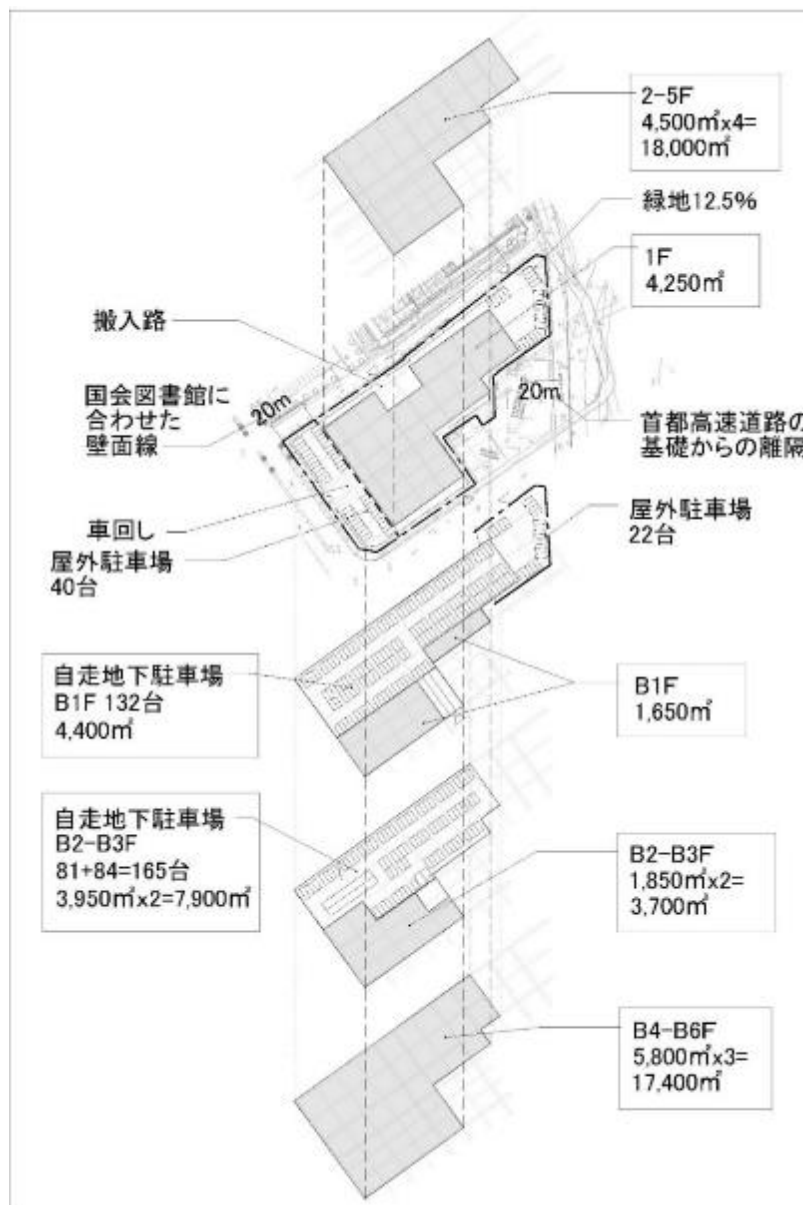
条件：
建ぺい率 50%
 $9,175.82 \times 0.5 =$
4,587.91㎡

容積率 500%
 $9,175.82 \times 5.00 =$
45,879.10 ㎡

緑地
12.5%以上
(都緑化条例より)

壁面線
国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)
+67台(国立公文書館)=357台
計画駐車台数:62台(屋外)+297台(建物内)=359台



建築面積:4,500㎡、延床面積:57,300㎡、容積対象面積:45,840㎡
(延床面積のうち、国立国会図書館面積:25,000㎡、国立公文書館面積:20,000㎡、駐車場面積12,300㎡)

○パターンB-4

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む

現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない

国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する

敷地面積：
9,175.82㎡

条件：
建ぺい率 50%
 $9,175.82 \times 0.5 = 4,587.91 \text{㎡}$

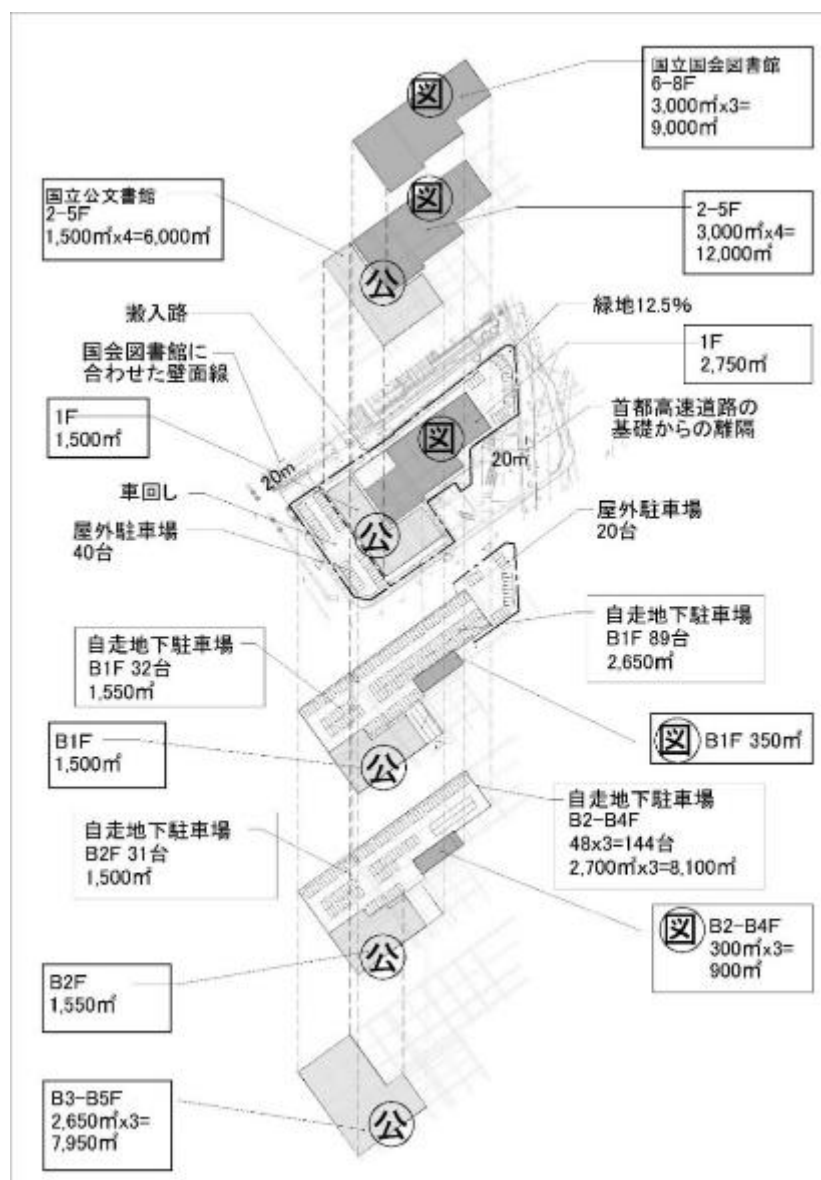
容積率 500%
 $9,175.82 \times 5.00 = 45,879.10 \text{㎡}$

緑地
12.5%以上
(都緑化条例より)

壁面線
国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)
+62台(国立公文書館)=352台

計画駐車台数:293台(国立国会図書館+屋外)+63台(国立公文書館)=355台



建築面積:4,500㎡、延床面積:57,300㎡、容積対象面積:45,840㎡

国立国会図書館:建築面積:3,000㎡、延床面積:25,000㎡+駐車場面積 10,750㎡

国立公文書館:建築面積:1,500㎡、延床面積:18,500㎡+駐車場面積 3,050㎡

○パターンB-5

国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館敷地を組み込まない
 現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない
 国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する

敷地面積
 7,458.24㎡

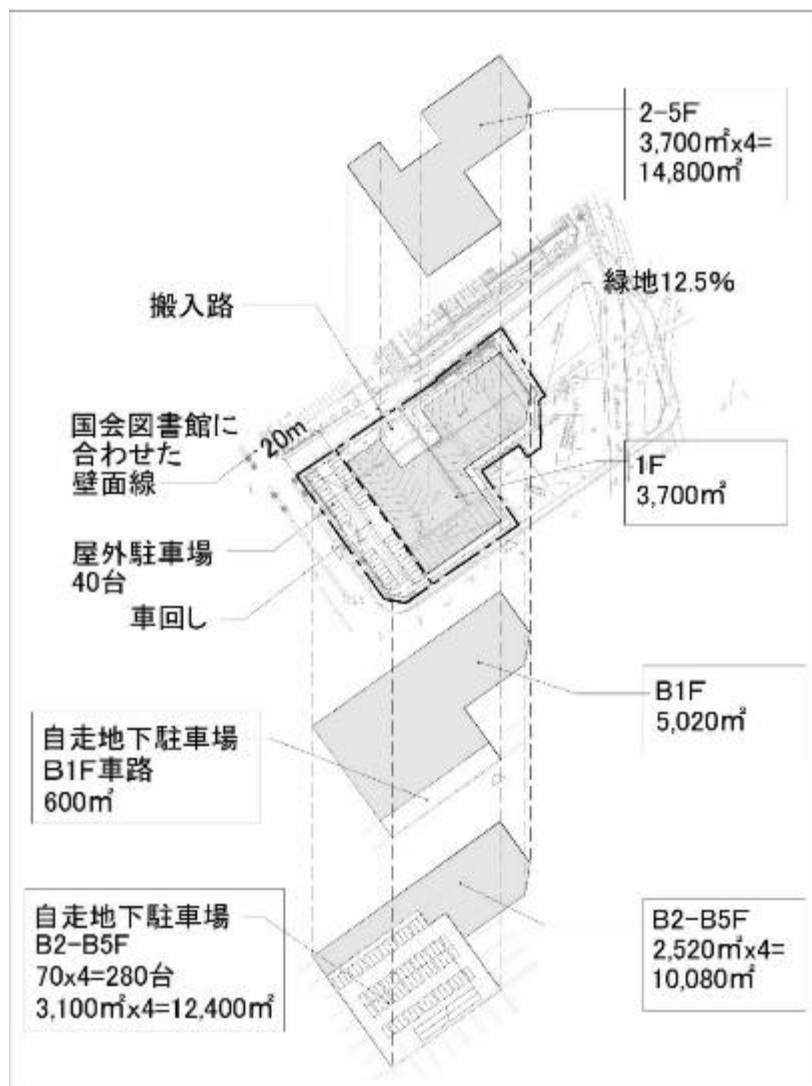
条件:
 建ぺい率 50%
 $7,458.24 \times 0.5 =$
 3,729.12㎡

容積率 500%
 $7,458.24 \times 5.00 =$
 37,291.20㎡

緑地
 12.5%以上
 (都緑化条例より)

壁面線
 国会議事堂側20m

要求附置台数:206台(既存国立国会図書館)+84台(国立国会図書館)
 +29台(国立公文書館)=319台
 計画駐車台数:40台(屋外)+280台(建物内)=320台



建築面積:3,700㎡、延床面積:46,600㎡、容積対象面積 37,280㎡
 (延床面積のうち、国立国会図書館面積:25,000㎡、国立公文書館面積:8,600㎡
 +駐車場面積 13,000㎡)

4-2 問題点・留意点など

[A案]

・配置・建築計画上の制約・留意点など

建物の配置について、既存の憲政記念館を建て替えて整備するパターン（A-1及びA-2）では、両施設とも、道路に面し正面性を形成できることから、来館者の利便性が確保できる。また、敷地内の人・車両の動線の確保が容易である。一方、既存の憲政記念館を現状のままとするパターン（A-3）では、新たな国立公文書館が既存の憲政記念館の奥に配置されるため、それらの確保が難しい。

いずれのパターンも地下ボリュームが大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要となる。また、地下階数が多くなるため、地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア（空堀空間）等が必要となる。

憲政記念館は、土日祝日も開館しており、公園との一体的利用について配慮する必要がある。

・工事計画上の制約・留意点など

いずれのパターンも大規模な地下工事が伴うため、工事難易度は高い。

既存の憲政記念館を建て替えて整備するパターンでは、既存の憲政記念館の解体、仮施設の整備等が必要となる。

・コスト

既存の憲政記念館を建て替えて1棟で整備するパターン（A-1）では、地下ボリュームが大きいため、その分コスト増となる。

既存の憲政記念館を建て替えて整備するパターンでは、既存の憲政記念館の解体、仮施設の整備等が必要となり、その分コスト増となる。

・その他

いずれのパターンも記念植樹の樹木の移植が必要であり、その中には移植が困難な桜の古木も含まれる。

憲政記念館の建築物は「日本におけるモダン・ムーブメントの建築」(DOCOMOMO Japan)に選定されている。

[B案]

・配置・建築計画上の制約・留意点など

いずれのパターンも、両施設とも、道路に面し正面性を形成できることから、来館者の利便性が確保できる。また、敷地内の人・車両の動線の確保が容易である。

いずれのパターンも地下ボリュームが大きいいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要となる。また、地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア（空堀空間）等が必要となる。

駐車場については、利用者の動向や利用者数の見通し等を引き続き検討し、必要に応じ駐車台数の見直し等を行う必要がある。

・工事計画上の制約・留意点など

いずれのパターンも大規模な地下工事が伴うため、工事難易度は高い。

国会参観者バス駐車場及び附置義務駐車場について地下階に計画することを想定しているが、国立公文書館と国立国会図書館の2つの建物にまたがることから、一体として使用できるようにする必要がある。そのため、同時期における全体設計の必要があり、また、国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備するパターン（B-2及びB-4）では、最初に建築される建築物の地下を構築するための地中連続壁などの山留について接合する部分の解体が必要となることなどから、施工上の難易度が高くなる。

国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備するパターン（B-1、B-3及びB-5）では、国立国会図書館の施設整備計画との調整が必要となる。

・コスト

旧社会文化会館を組み込み1棟で整備するパターン（B-1及びB-3）では、地下ボリュームが特に大きいいため、その分コスト増となる。

現行の国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しないパターン（B-3、B-4及びB-5）では、当該機能を整備するための代替地の取得、整備等が必要となり、その分コスト増となる。

現行の国会参観者バス駐車場機能を敷地内で整備するパターン（B-1及びB-2）では、当該機能の仮移転が必要となり、代替地の借料、整備等のコストを要する。

・その他

現行の国会参観者バス駐車場機能を敷地内で整備しないパターンでは、当該機能を整備するための代替地が必要であるが、その確保はできていない。

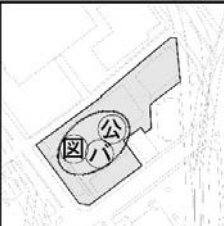
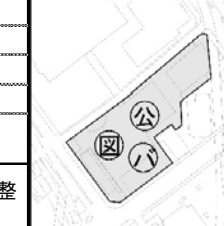
第4章 各分類における建設可能モデルの検討

現行の国会参観者バス駐車場機能を敷地内に整備するパターンでは、整備期間中の仮移転場所が必要であり、引き続きその確保に向けて検討する必要がある。また、地下の大型バス駐車場は、地上に比べ、入出庫・駐車に要する時間等の観点から効率が悪く、周辺道路の渋滞を引き起こす可能性が高い。さらに、駐車場内の移動時に児童、高齢者等、利用者の安全確保に特に留意する必要がある。

4-3 配置パターン別比較表

検討案	①	②	③
建設候補地	【A案】 憲政記念館敷地	【A案】 憲政記念館敷地	【A案】 憲政記念館敷地
敷地面積	55,174㎡	55,174㎡	55,174㎡
建ぺい率の上限 容積率の上限	12% 500%	12% 500%	12% 500%
必要緑化率	22% ((1-0.12) × 0.25 × 100)	22% ((1-0.12) × 0.25 × 100)	22% ((1-0.12) × 0.25 × 100)
地域・地区など	駐車場整備地区/一団地の官公庁施設 景観誘導区域/都市計画公園	駐車場整備地区/一団地の官公庁施設 景観誘導区域/都市計画公園	駐車場整備地区/一団地の官公庁施設 景観誘導区域/都市計画公園
建物の配置パターン	憲政記念館と新たな国立公文書館を1棟で 整備する場合	憲政記念館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場 合	憲政記念館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場 合
小分類	【パターンA-1】	現在の憲政記念館を建て替える場合 【パターンA-2】	憲政記念館を現状のままとする場合 【パターンA-3】
面積・規模			
■全体			
建築面積 (建ぺい率)	6,150㎡ (11.5%) (その他敷地内既存棟等 232.76㎡)	6,350㎡ (11.9%) (その他敷地内既存棟等 232.76㎡)	850㎡ (9.4%) (その他敷地内既存棟等 4,349.52㎡)
延べ面積 (容積率)	54,450㎡ (86.9%) (うち地上10,650㎡)	34,300㎡ (55.0%) (うち地上11,500㎡)	19,000㎡ (40.2%) (うち地上1,700㎡)
階数	地上2階・地下6階	地上2階・地下6階	地上2階・地下6階
高さ・深さ	高さ:約11m・深さ:約30m	高さ:約11m・深さ:約30m	高さ:約11m・深さ:約30m
■各施設の面積等			
国立公文書館	41,750㎡	24,100㎡	15,900㎡
憲政記念館	6,000㎡	6,000㎡	6,052.41㎡
国立国会図書館	-	-	-
駐車場	6,700㎡	4,200㎡	3,100㎡
駐車場附置義務	159台 (国立公文書館139台分、憲政記念館20台分)	101台 (国立公文書館81台分、憲政記念館20台分)	73台 (国立公文書館53台分、憲政記念館20台分)
国会参観者バス駐車場	現在のまま	現在のまま	現在のまま
立地上の制約・留意点など			
■交通インフラによる影響			
東京メトロ有楽町線 (平面上1.5m 上部6m以上の離隔が必要)	影響あり。 所定の離隔を確保する。	影響あり。 所定の離隔を確保する。	影響あり。 所定の離隔を確保する。
首都高速道路 (影響判定図に基づく離隔が必要)	首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、 計画上注意が必要となる。	首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、 計画上注意が必要となる。	首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、 計画上注意が必要となる。
■景観への配慮			
桜田門方面からの眺望保全	現憲政記念館と同程度の高さとし、景観への影響を抑える計画とする必要がある。	現憲政記念館と同程度の高さとし、景観への影響を抑える計画とする必要がある。	現憲政記念館と同程度の高さとし、景観への影響を抑える計画とする必要がある。
国会議事堂からの眺望保全			
内堀通りから最高裁方面への眺望保全			
憲政記念館から皇居方面への眺望確保	現憲政記念館と同程度の高さとする事で、各眺望の保全が可能。	現憲政記念館と同程度の高さとする事で、各眺望の保全が可能。	憲政記念館からの眺望が阻害される
■その他既存施設等への影響			
国会前庭北地区の記念樹木等	移植が必要(有楽町線北側)	移植が必要(有楽町線北側)	移植が必要(有楽町線北側)
現憲政記念館の建物	取り壊し	取り壊し	現在のまま
憲政記念館と公園の一体的利用の確保	配慮する必要がある	配慮する必要がある	配慮する必要がある
配置・建築計画上の制約・留意点など			
■配置・平面について			
周辺道路との接続 (新施設の正面性の確保)	道路に面し、正面性を形成できる。	道路に面し、正面性を形成できる。	既存憲政記念館の奥に配置されるので、正面性の確保が困難。
敷地内の人・車両の動線	確保が容易。	確保が容易。	確保が容易。
■断面について			
地下ボリューム	大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要となる。	大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要となる。	大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要となる。
居室環境に対する配慮	地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア等が必要となる。	地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア等が必要となる。	地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア等が必要となる。
工事計画上の制約・留意点など			
地盤状況	-	-	-
地下工事	大規模な地下工事を伴い、工事難易度は高い。	大規模な地下工事を伴い、工事難易度は高い。	大規模な地下工事を伴い、工事難易度は高い。
その他	憲政記念館の仮移転が必要となる。	憲政記念館の仮移転が必要となる。	-
コスト			
■コスト比較 (増要因)	地下ボリュームが大きいため、その分コスト増 憲政記念館建替え経費 (解体、仮施設等)	憲政記念館建替え経費 (解体、仮施設等)	
問題点の整理			
	・地下ボリュームが大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要 ・地下階の用途によってはドライエリア (空堀空間) が必要 ・憲政記念館の公園との一体的利用に配慮が必要 ・憲政記念館の解体、再整備が必要 ・記念樹木の移植が必要 (移植困難な桜の古木あり。)	・地下ボリュームが大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要 ・地下階の用途によってはドライエリア (空堀空間) が必要 ・憲政記念館の公園との一体的利用に配慮が必要 ・憲政記念館の解体、再整備が必要 ・記念樹木の移植が必要 (移植困難な桜の古木あり。)	・正面性が形成できないため、来場者の利便性が確保できない。 ・地下ボリュームが大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要 ・地下階の用途によってはドライエリア (空堀空間) が必要 ・憲政記念館の公園との一体的利用に配慮が必要 ・記念樹木の移植が必要 (移植困難な桜の古木あり。)

第4章 各分類における建設可能モデルの検討

検討案	④		⑤	
建設候補地	【B案】 国会参観者バス駐車場敷地 【国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む場合】		【B案】 国会参観者バス駐車場敷地 【国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む場合】	
敷地面積	9,175.82㎡		9,175.82㎡	
建ぺい率の上限 容積率の上限	50% 500%		50% 500%	
必要緑化率	12.5% ((1-0.5) × 0.25 × 100)		12.5% ((1-0.5) × 0.25 × 100)	
地域・地区など	一団地の官公庁施設 駐車場整備地区		一団地の官公庁施設 駐車場整備地区	
建物の配置パターン	現行の国会参観者バス駐車場機能について敷地内で整備する場合		現行の国会参観者バス駐車場機能について敷地内で整備する場合	
小分類	国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合	【パターンB-1】	国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場合	【パターンB-2】
面積・規模				
■全体				
建築面積 (建ぺい率)	4,500㎡ (49.0%)		4,500㎡ (49.0%)	
延べ面積 (容積率)	57,300㎡ (499.6%) (うち地上22,500㎡)		57,300㎡ (499.6%) (うち地上31,250㎡)	
階数	地上5階・地下6階		地上8階・地下6階	
高さ・深さ	高さ:約21m・深さ:約30m		高さ:約35m・深さ:約30m	
■各施設の面積等				
国立公文書館	13,000㎡		12,000㎡	
憲政記念館	—		—	
国立国会図書館	25,000㎡		25,000㎡	
駐車場	19,000㎡+300㎡ (国会参観者バス管理事務所) 334台		20,000㎡+300㎡ (国会参観者バス管理事務所) 330台	
駐車場附置義務	(国立公文書館44台分、国立国会図書館206+84台分)		(国立公文書館40台分、国立国会図書館206+84台分)	
国会参観者バス駐車場	現在と同規模 (大型46台+小型2台+身障者用大型1台)		現在と同規模 (大型46台+小型2台+身障者用大型1台)	
立地上の制約・留意点など				
■交通インフラによる影響				
東京メトロ有楽町線 (平面上1.5m 上部6m以上の離隔が必要)	影響なし		影響なし	
首都高速道路 (影響判定図に基づく離隔が必要)	所定の離隔を確保する。 首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、計画上注意が必要となる。		所定の離隔を確保する。 首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、計画上注意が必要となる。	
■景観への配慮				
桜田門方面からの眺望保全	影響を与えない高さとし、景観への影響を抑える。		影響を与えない高さとし、景観への影響を抑える。	
国会議事堂からの眺望保全	国立国会図書館本館と同程度の高さとし、景観への影響を抑える。		建物前面の高さを国立国会図書館本館と同程度の高さとし、景観への影響を抑える。	
内堀通りから最高裁方面への眺望保全	影響なし		影響なし	
憲政記念館から皇居方面への眺望確保	影響なし		影響なし	
■その他既存施設等への影響				
国会前庭北地区の記念樹木等	影響なし		影響なし	
現憲政記念館の建物	現在のまま		現在のまま	
憲政記念館と公園の一体的利用の確保	—		—	
配置・建築計画上の制約・留意点など				
■配置・平面について				
周辺道路との接続 (新施設の正面性の確保)	道路に面し、正面性を形成できる。		道路に面し、正面性を形成できる。	
敷地内の人・車両の動線	確保が容易。 バス駐車場部分は同時に整備する必要がある。		確保が容易。 バス駐車場部分は同時に整備する必要がある。	
■断面について				
地下ポリューム	大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要となる。		大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要となる。	
居室環境に対する配慮	地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア等が必要となる。		地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア等が必要となる。	
工事計画上の制約・留意点など				
地盤状況	—		—	
地下工事	大規模な地下工事を伴い、工事難易度は高い。		大規模な地下工事を伴い、工事難易度は高い。	
その他	—		—	
コスト				
■コスト比較 (増要因)	地下ポリュームが大きいため、その分コスト増 国会参観者バス駐車場仮移転経費		国会参観者バス駐車場仮移転経費	
問題点の整理				
	<ul style="list-style-type: none"> 地下ポリュームが大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要。 地下階の用途によってはドライエリア (空堀空間) が必要。 利用者数の見直し等に基づき駐車台数の見直しも必要。 国立国会図書館の施設整備計画との調整が必要。 整備期間中のバス駐車場の仮移設場所については、引き続き検討 地下バス駐車場の効率の悪さ、安全確保に留意 		<ul style="list-style-type: none"> 地下ポリュームが大きいため、構造計画、防災計画上、高度な計画が必要。 地下階の用途によってはドライエリア (空堀空間) が必要。 利用者数の見直し等に基づき駐車台数の見直しも必要。 地下バス駐車場の構造物について施工上の難易度が高い 整備期間中のバス駐車場の仮移設場所については、引き続き検討 地下バス駐車場の効率の悪さ、安全確保に留意 	

第4章 各分類における建設可能モデルの検討

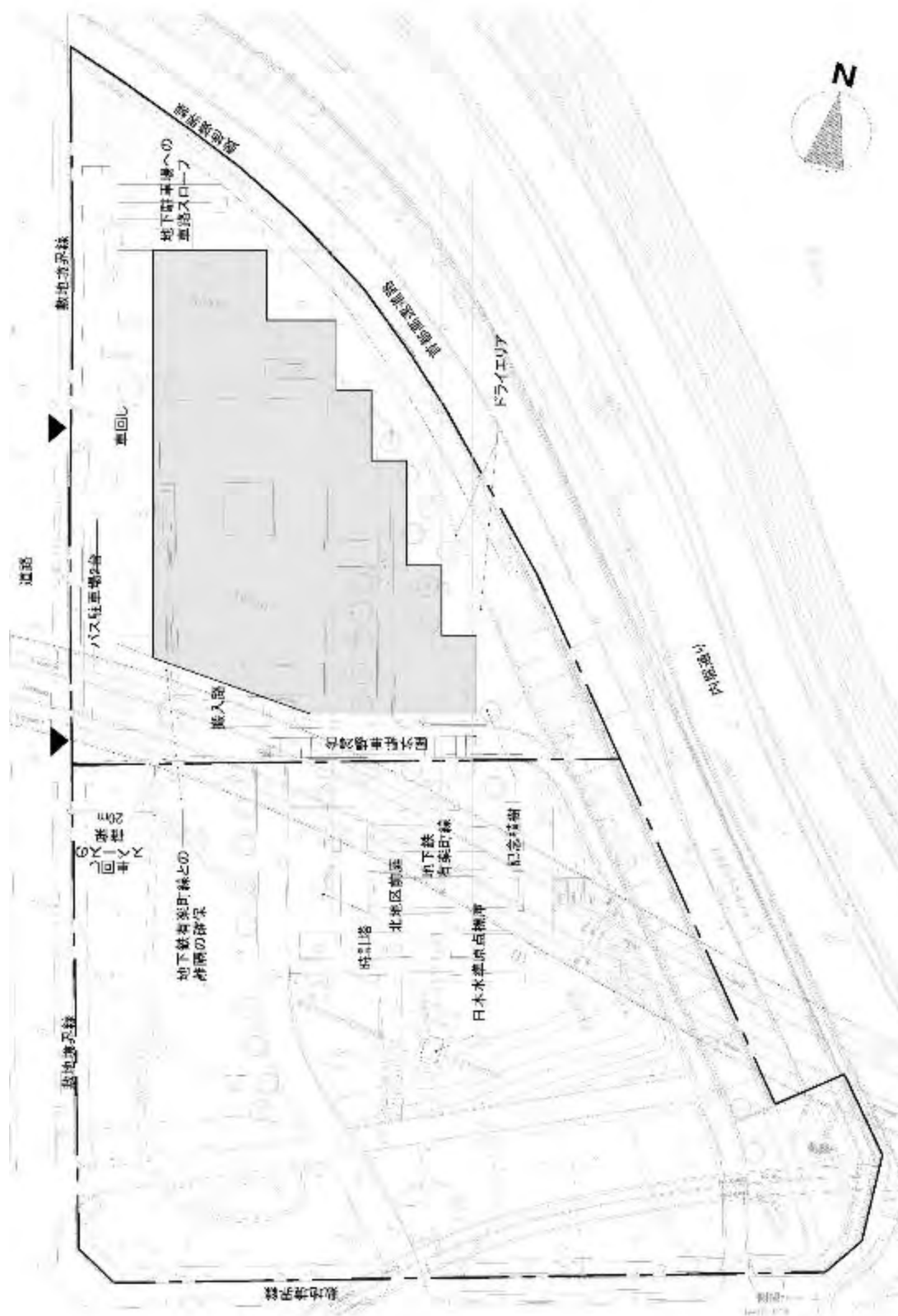
検討案	⑥	⑦	⑧
建設候補地	【B案】 国会参観者バス駐車場敷地 【国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む場合】	【B案】 国会参観者バス駐車場敷地 【国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込む場合】	【B案】 国会参観者バス駐車場敷地 【国会参観者バス駐車場敷地に旧社会文化会館の敷地を組み込まない場合】
敷地面積	9,175.82㎡	9,175.82㎡	7,458.24㎡
建ぺい率の上限 容積率の上限	50% 500%	50% 500%	50% 500%
必要緑化率	12.5% ((1-0.5) × 0.25 × 100)	12.5% ((1-0.5) × 0.25 × 100)	12.5% ((1-0.5) × 0.25 × 100)
地域・地区など	一団地の官公庁施設 駐車場整備地区	一団地の官公庁施設 駐車場整備地区	一団地の官公庁施設 駐車場整備地区
建物の配置パターン	現行の国会参観者バス駐車場機能について敷地内で整備しない場合	現行の国会参観者バス駐車場機能について敷地内で整備しない場合	現行の国会参観者バス駐車場機能について敷地内で整備しない場合
小分類	国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合 【パターンB-3】	国立国会図書館と新たな国立公文書館を別棟で整備する場合 【パターンB-4】	国立国会図書館と新たな国立公文書館を1棟で整備する場合 【パターンB-5】
面積・規模			
■全体			
建築面積 (建ぺい率)	4,500㎡ (49.0%)	4,500㎡ (49.0%)	3,700㎡ (49.6%)
延べ面積 (容積率)	57,300㎡ (499.6%) (うち地上22,250㎡)	57,300㎡ (499.6%) (うち地上31,250㎡)	46,600㎡ (499.8%) (うち地上18,500㎡)
階数	地上5階・地下6階	地上8階・地下5階	地上5階・地下5階
高さ・深さ	高さ:約21m・深さ:約30m	高さ:約35m・深さ:約26m	高さ:約21m・深さ:約26m
■各施設の面積等			
国立公文書館	20,000㎡	18,500㎡	8,600㎡
憲政記念館	—	—	—
国立国会図書館	25,000㎡	25,000㎡	25,000㎡
駐車場	12,300㎡	13,800㎡	13,000㎡
駐車場附置義務	357台	352台	319台
国会参観者バス駐車場	(国立公文書館67台分、国立国会図書館206+84台分) 別敷地に移転	(国立公文書館62台分、国立国会図書館206+84台分) 別敷地に移転	(国立公文書館29台分、国立国会図書館206+84台分) 別敷地に移転
立地上の制約・留意点など			
■交通インフラによる影響			
東京メトロ有楽町線 (平面上1.5m 上部6m以上の離隔が必要)	影響なし	影響なし	影響なし
首都高速道路 (影響判定図に基づく離隔が必要)	所定の離隔を確保する。 首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、 計画に注意が必要となる。	所定の離隔を確保する。 首都高速道路上部は仰角(75°)により、落下物警戒範囲が設定されているので、 計画に注意が必要となる。	影響なし
■景観への配慮			
桜田門方面からの眺望保全	影響を与えない高さとし、景観への影響を抑える。	影響を与えない高さとし、景観への影響を抑える。	影響を与えない高さとし、景観への影響を抑える。
国会議事堂からの眺望保全	国会図書館本館と同程度の高さとし、 景観への影響を抑える。	建物前面の高さを国会図書館本館と 同程度の高さとし、景観への影響を抑える。	国会図書館本館と同程度の高さとし、景観への影響を抑える。
内堀通りから最高裁方面への眺望保全	影響なし	影響なし	影響なし
憲政記念館から皇居方面への眺望確保	影響なし	影響なし	影響なし
■その他既存施設等への影響			
国会前庭北地区の記念樹木等	影響なし	影響なし	影響なし
現憲政記念館の建物	現在のまま	現在のまま	現在のまま
憲政記念館と公園の一体的利用の確保	—	—	—
配置・建築計画上の制約・留意点など			
■配置・平面について			
周辺道路との接続 (新施設の正面性の確保)	道路に面し、正面性を形成できる。	道路に面し、正面性を形成できる。	道路に面し、正面性を形成できる。
敷地内の人・車両の動線	確保が容易。	確保が容易。	確保が容易。
■断面について			
地下ボリューム	大きいため、構造計画、防災計画、高度な計画が必要となる。	大きいため、構造計画、防災計画、高度な計画が必要となる。	大きいため、構造計画、防災計画、高度な計画が必要となる。
居室環境に対する配慮	地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア等が必要となる。	地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア等が必要となる。	地下階の用途によっては自然採光を確保するためのドライエリア等が必要となる。
工事計画上の制約・留意点など			
地盤状況	—	—	—
地下工事	大規模な地下工事を伴い、工事難易度は高い。	大規模な地下工事を伴い、工事難易度は高い。	大規模な地下工事を伴い、工事難易度は高い。
その他	—	—	—
コスト	—	—	—
■コスト比較 (増要因)	地下ボリュームが大きいため、その分コスト増 国会参観者バス駐車場整備経費 (代替地取得等)	国会参観者バス駐車場整備経費 (代替地取得等)	国会参観者バス駐車場整備経費 (代替地取得等)
問題点の整理			
	<ul style="list-style-type: none"> 地下ボリュームが大きいため、構造計画、防災計画、高度な計画が必要。 地下階の用途によってはドライエリア (空堀空間) が必要。 利用者数の見直し等に基づき駐車台数の見直しも必要。 国立国会図書館の施設整備計画との調整が必要。 国会参観者バス駐車場の代替地が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下ボリュームが大きいため、構造計画、防災計画、高度な計画が必要。 地下階の用途によってはドライエリア (空堀空間) が必要。 利用者数の見直し等に基づき駐車台数の見直しも必要。 地下バス駐車場の構造物について施工上の難易度が高い 国会参観者バス駐車場の代替地が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 地下ボリュームが大きいため、構造計画、防災計画、高度な計画が必要。 地下階の用途によってはドライエリア (空堀空間) が必要。 利用者数の見直し等に基づき駐車台数の見直しも必要。 国立国会図書館の施設整備計画との調整が必要。 国会参観者バス駐車場の代替地が必要。

第5章 配置パターンの検討

5-1 配置図

[5-1-1] A案 配置図

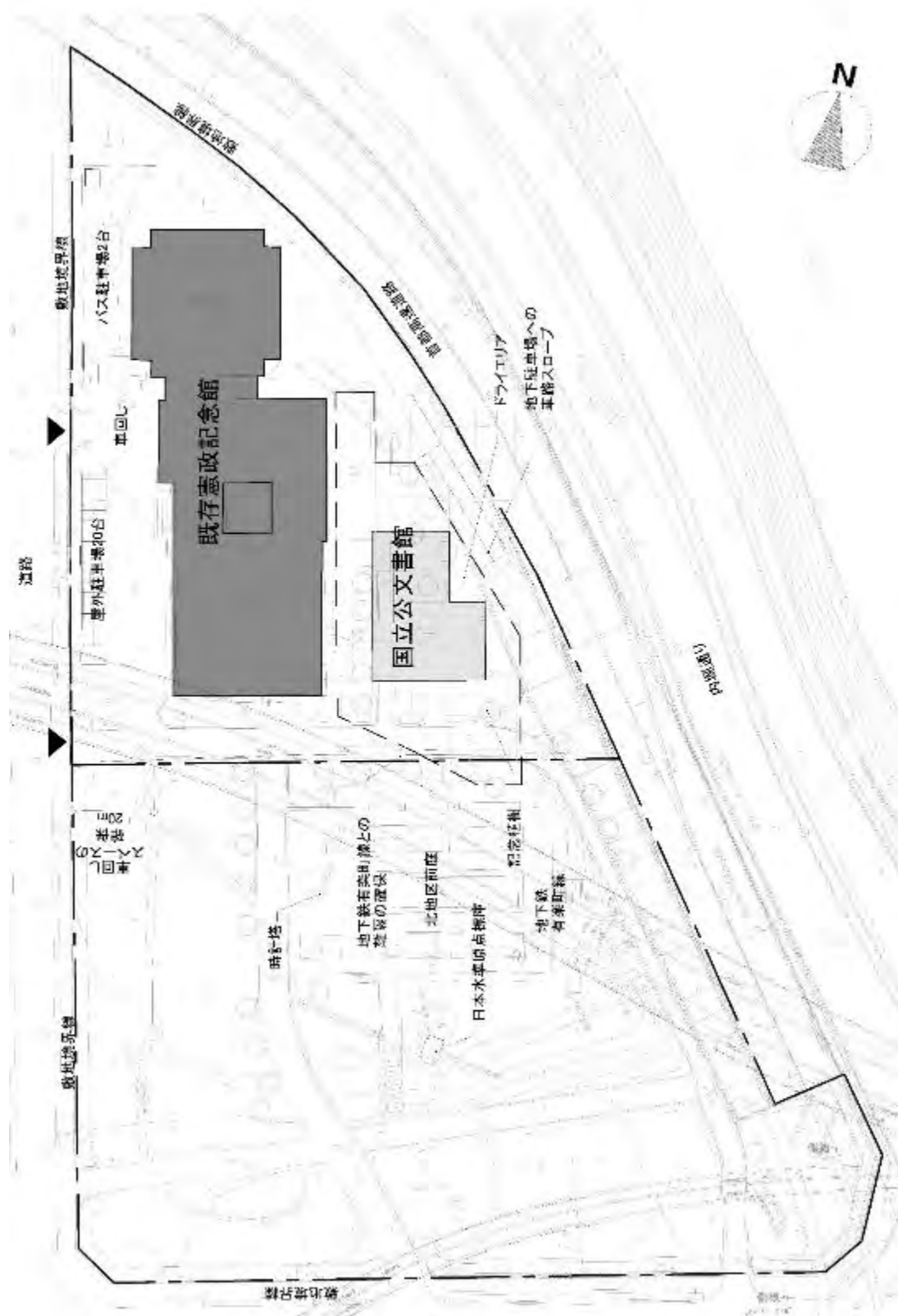
・パターンA-1



・パターンA-2

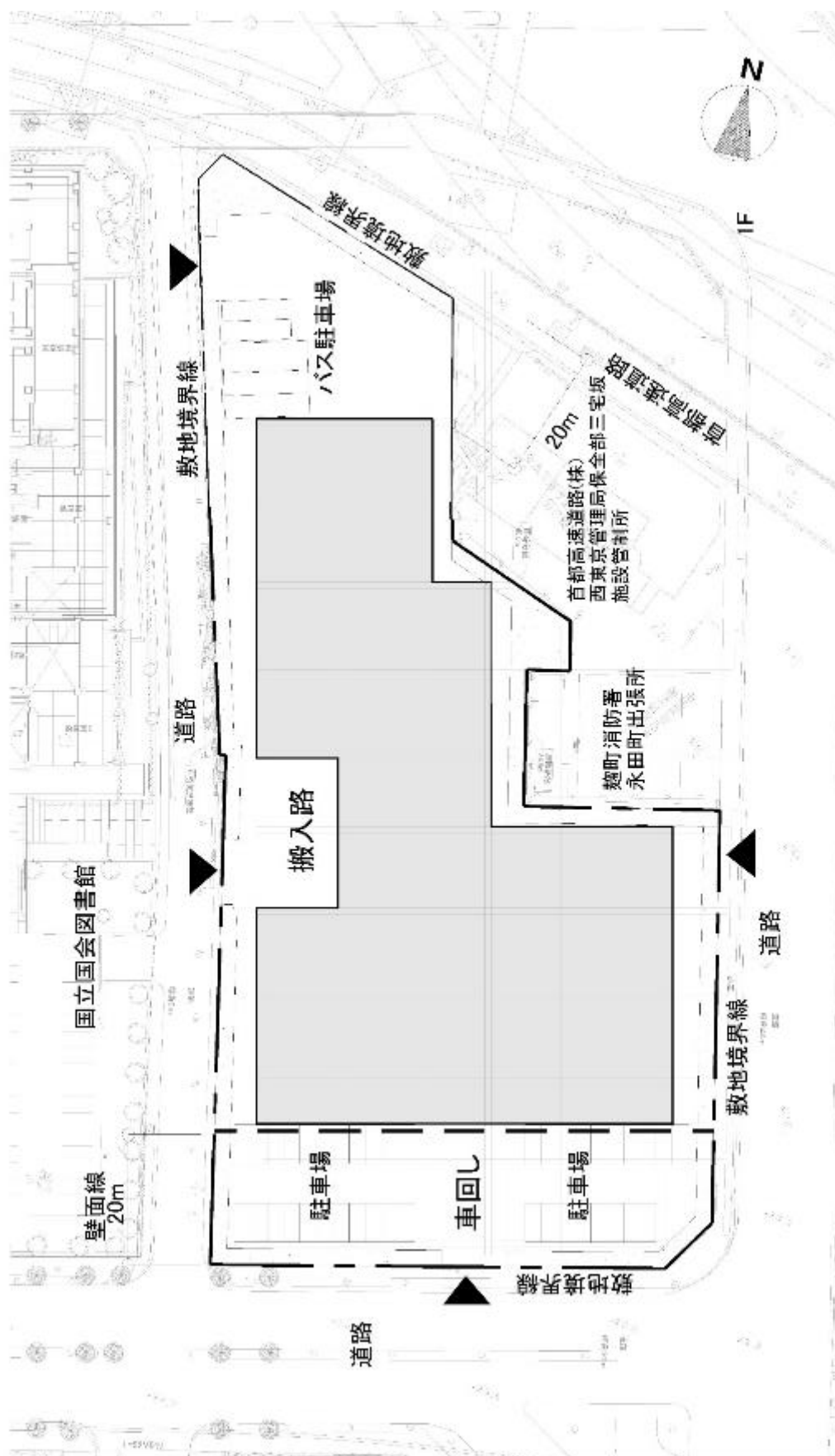


・パターンA-3

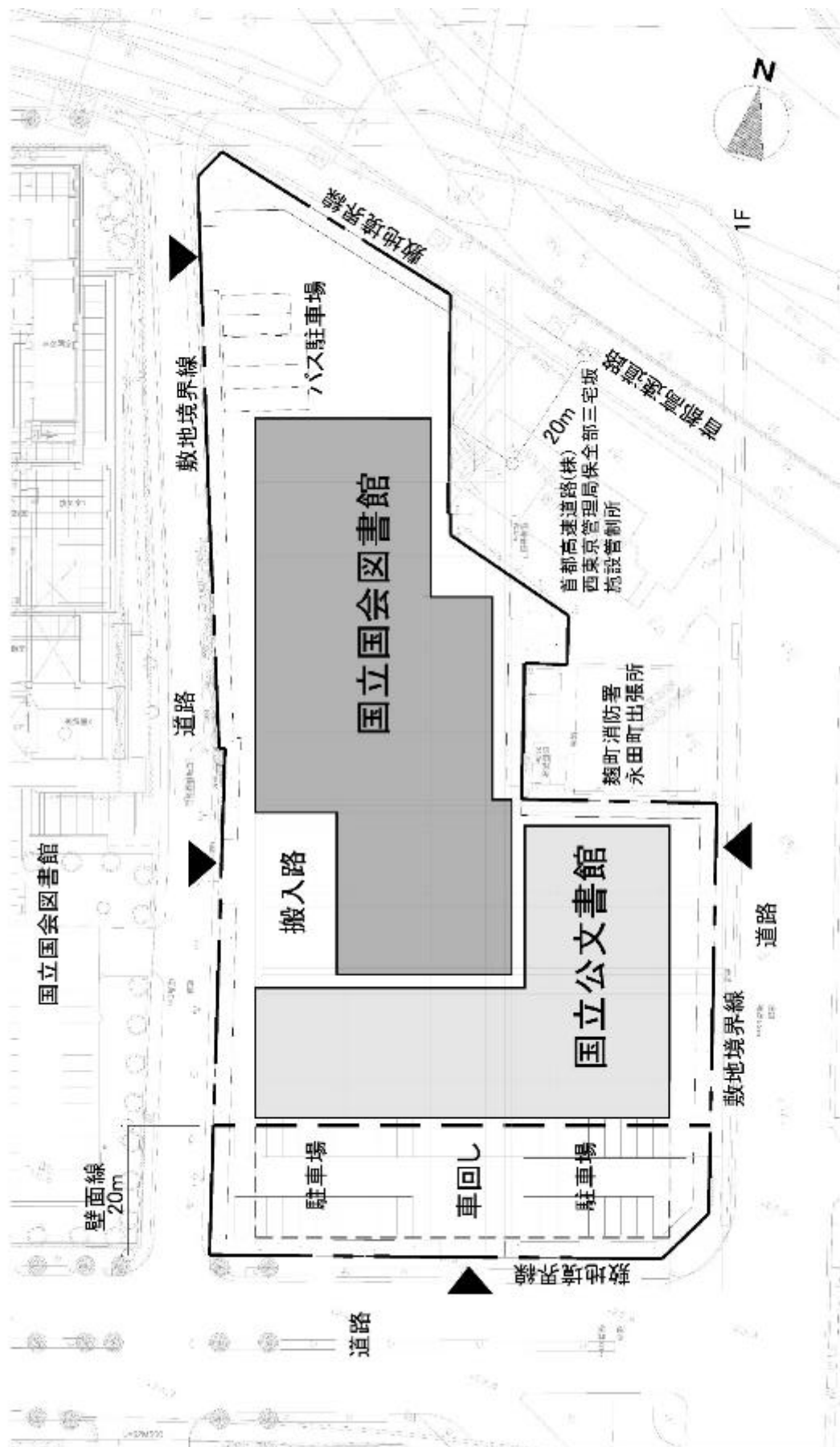


[5-1-2] B案 配置図

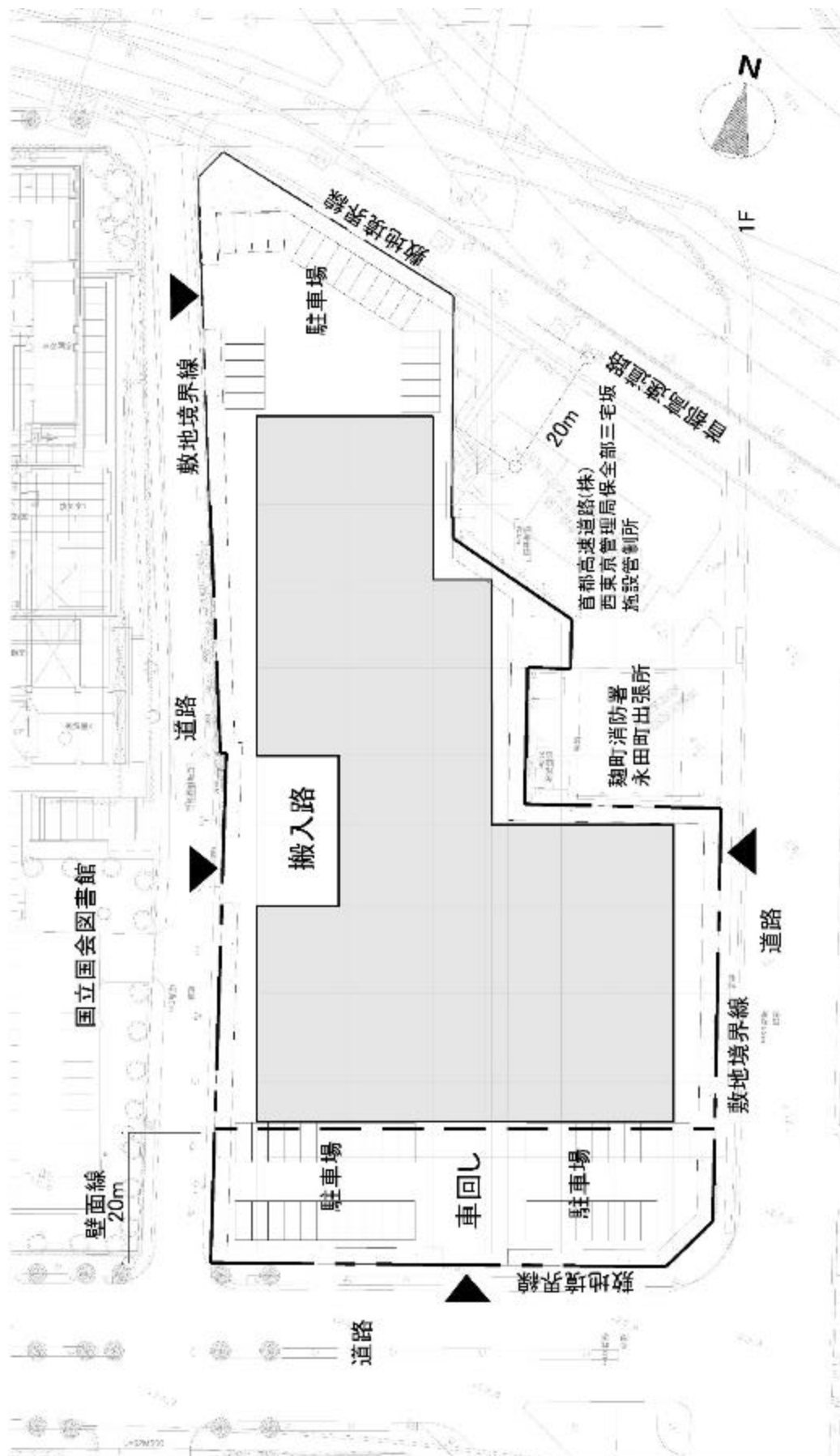
・パターンB-1



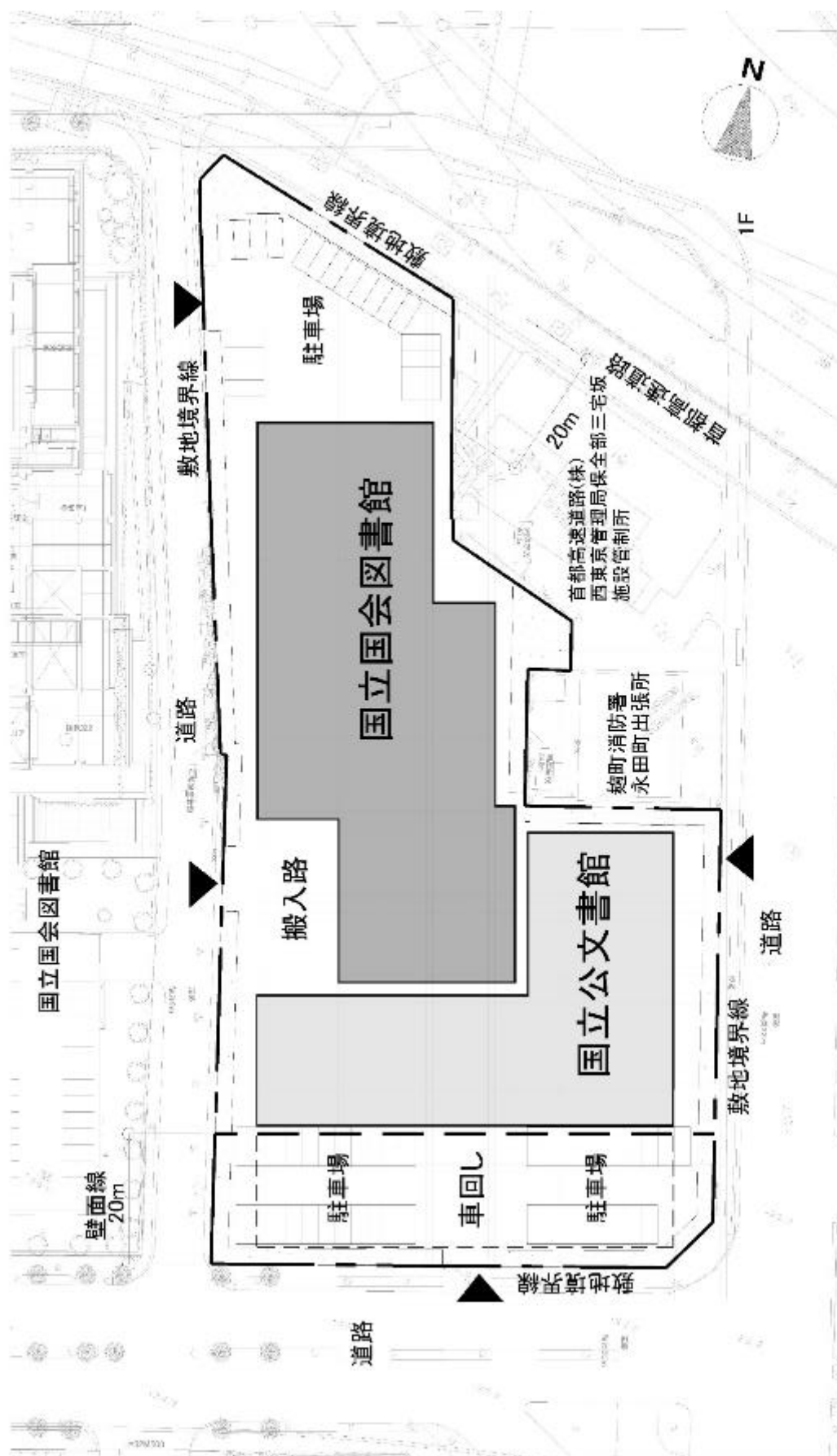
・パターンB-2



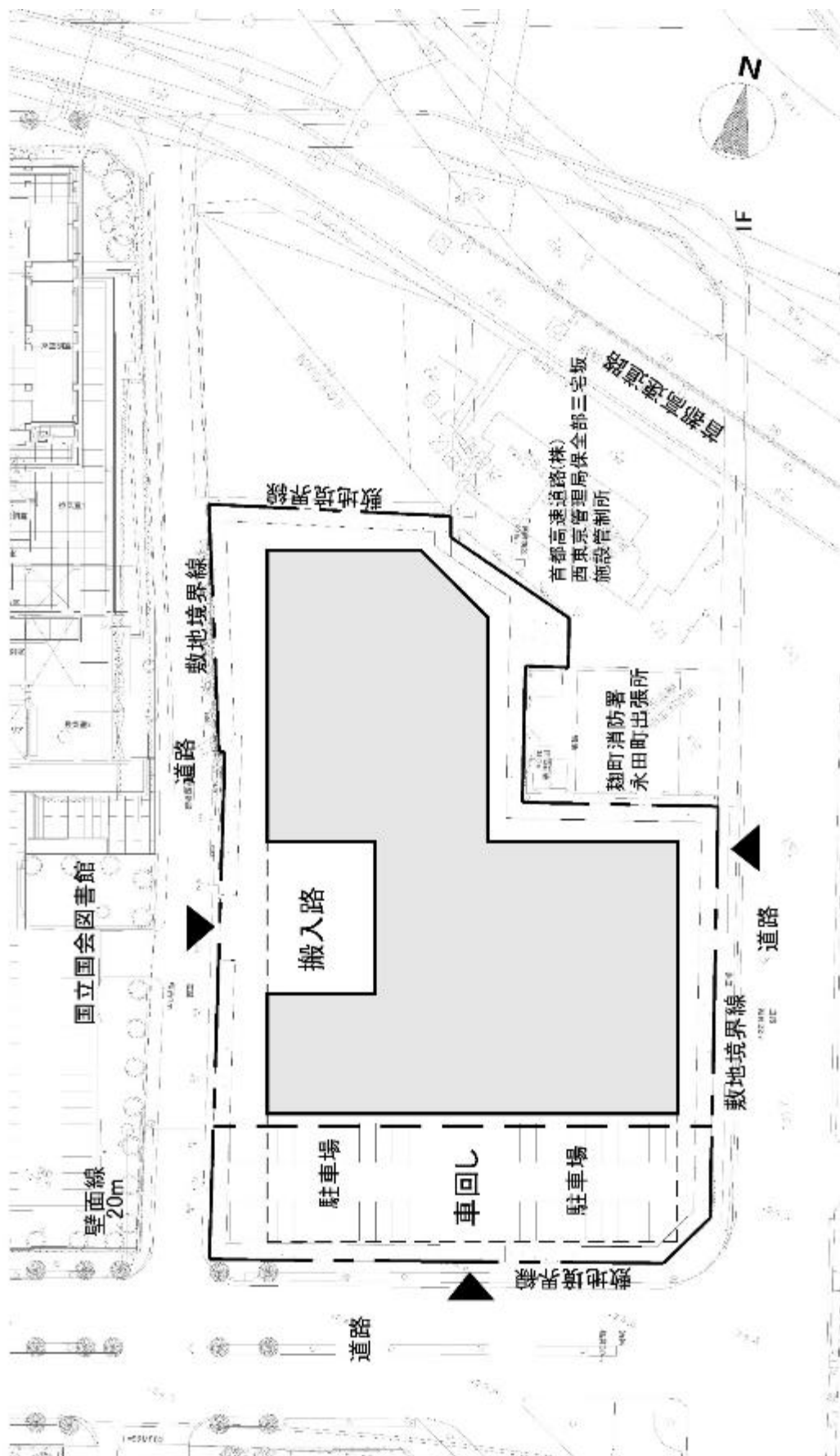
・パターンB-3



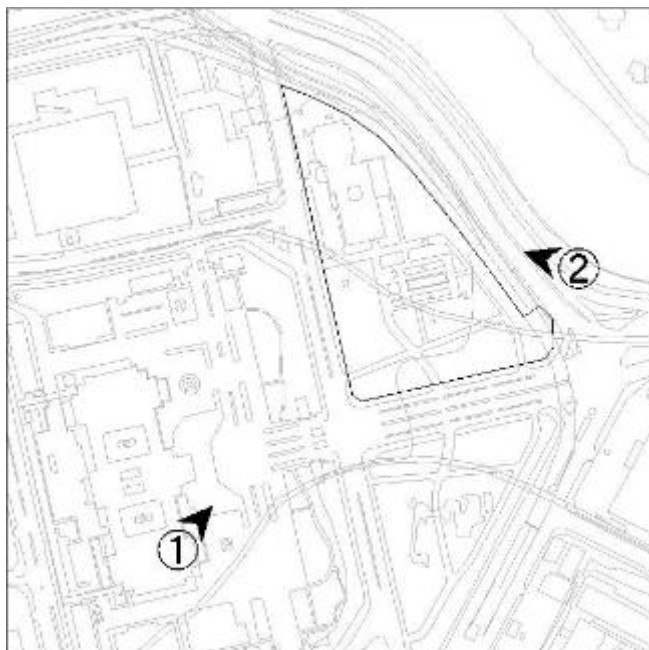
・パターンB-4



・パターンB-5



5-2 配置パターンの景観検討



写真キープラン



現況写真①

第5章 抽出配置パターンの検討

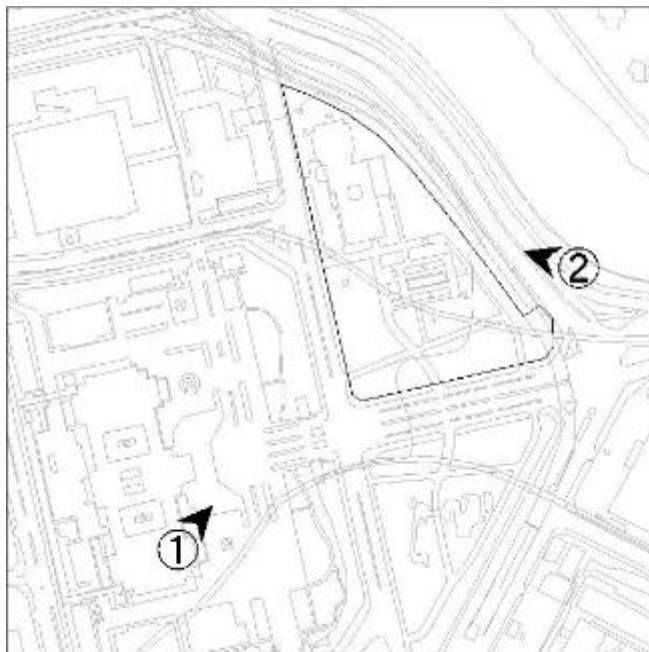


パターンA-1、パターンA-2



パターンA-3

第5章 抽出配置パターンの検討



写真キープラン



現況写真②

第5章 抽出配置パターンの検討

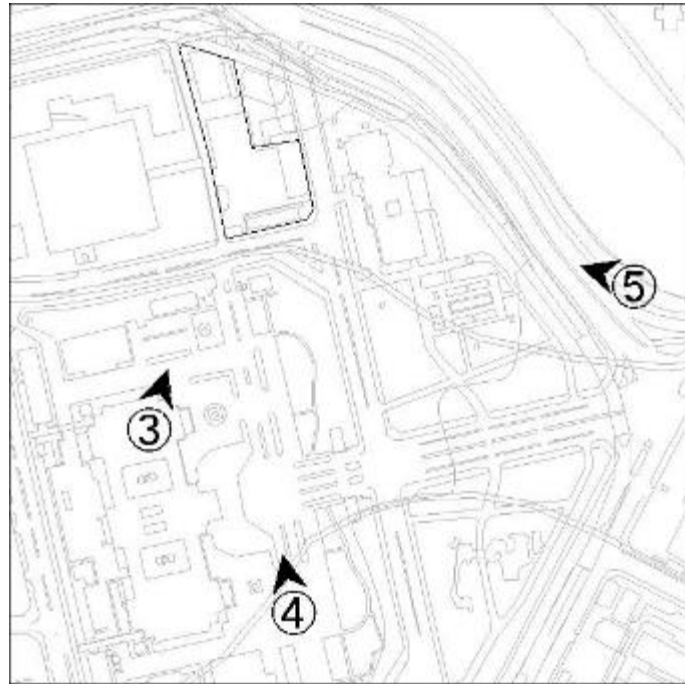


パターンA-1、パターンA-2



パターンA-3

第5章 抽出配置パターンの検討



写真キープラン



現況写真③

第5章 抽出配置パターンの検討

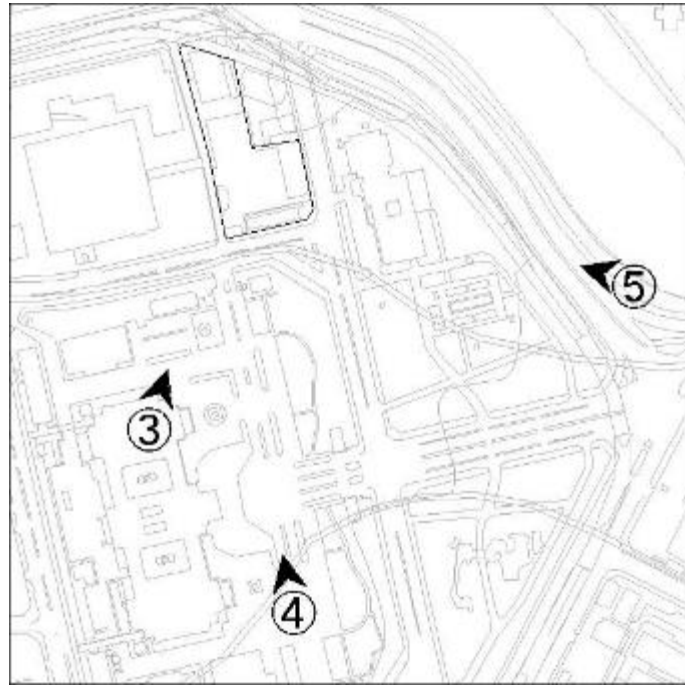


パターンB-1、パターンB-3



パターンB-2、パターンB-4

第5章 抽出配置パターンの検討



写真キープラン



現況写真④

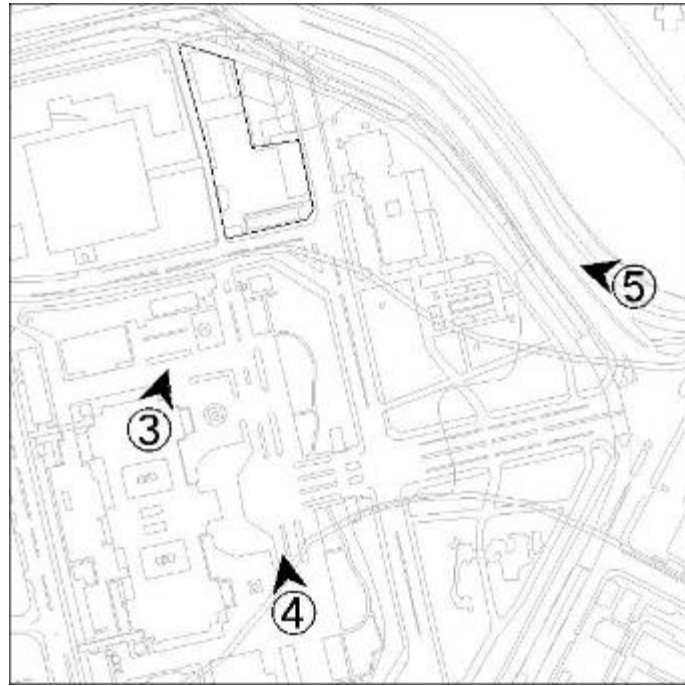
第5章 抽出配置パターンの検討



パターンB-1、パターンB-3



パターンB-2、パターンB-4



写真キープラン



現況写真⑤

第5章 抽出配置パターンの検討



パターンB-1、パターンB-3



パターンB-2、パターンB-4